

環境まちづくり委員会

令和6年10月15日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

- 送付 6－38 二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情
- 送付 6－39 「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情

(2) 継続審査

- 送付 5－14 外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情
- 送付 5－18 日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書
- 送付 5－19 日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書
- 送付 5－21 日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書
- 送付 5－22 陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。
- 送付 5－23 二番町地区地区計画の変更について「陳情書」
- 送付 5－24 日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書
- 送付 5－25 二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書
- 送付 5－26 日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書
- 送付 5－30 千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情
- 送付 5－31 日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情
- 送付 5－39 外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情
- 送付 5－41 (1)二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに(2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情
- 送付 5－42 外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情
- 送付 5－45 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情
- 送付 5－46 二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第 16 条第 1 項の公聴会の開催を求める陳情
- 送付 5－47 二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情
- 送付 5－48 二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情
- 送付 5－49 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

- 送付 5-52 二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情
- 送付 5-53 二番町地区計画早期変更に関する陳情
- 参 考 送 付 教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情
- 送付 5-54 都市計画法第 17 条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情
- 送付 5-55 「都市計画法第 17 条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付 5-54)」に関する追加の陳情
- 送付 5-56 都市計画法第 17 条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情
- 送付 6-3 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書
- 送付 6-4 外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情
- 送付 6-8 東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画(変更)に関する意見書についての調査と提出のやり直しを求める陳情
- 送付 6-9 神田警察通りⅡ期工事に関する陳情
- 送付 6-10 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書
- 送付 6-11 神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書
- 送付 6-14 神田警察通り道路整備工事、2 期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書
- 送付 6-15 神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情
- 送付 6-18 千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めている陳情
- 送付 6-22 学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情
- 送付 6-23 異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書
- 送付 6-25 千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情
- 送付 6-26 都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めている陳情
- 送付 6-28 特別区道千第 836 号の廃止に伴う陳情
- 送付 6-29 神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情
- 送付 6-33 自転車道と歩道拡幅工事について 4 期、5 期を早期に開始して下さい。
- 送付 6-34 学士会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳情

2 報告事項

- (1) 幹線街路補助線街路第 55 号線の都市計画変更について 【資料】
- (2) 区立麴町仮住宅への永田町駅地下鉄連絡出入口整備について 【資料】

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

環境まちづくり委員会 送付 6－38

二番町地区計画附帯決議の実行についての陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 2 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 10 月 2 日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

件名: 二番町地区計画 附帯決議の実行についての陳情

陳情者: [REDACTED]

陳情者住所: [REDACTED]

千代田区民の声を届ける会は、2024年10月2日、千代田区長宛てに、以下内容の要望書を提出いたしました。

【樋口高顕千代田区長宛要望書 提出者: 千代田区民の声を届ける会】

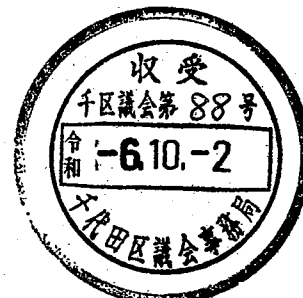
樋口高顕千代田区長におかれましては、二番町地区地区計画変更についての都市計画審議会の附帯決議に従い、

- ① 住民の意見を取り入れる場を設定すること
- ② 話し合いの場は、地区計画変更に反対していた区民を排除しない「前向きな場」とすること
- ③ 建物の高さ 80 メートル、容積率 700% は上限であることを念頭に、設計についても日テレを含めてその場で話し合うこと
- ④ 話し合いの場は公開で行い、適宜都市計画審議会と区議会に、区から状況報告すること

の 4 点の実施を要望いたします。

以上

千代田区議会としても、この区長宛の要望書の内容が実行され、都市計画審議会の附帯決議に基づき近隣住民の合意が得られよう、進捗状況を適宜ご確認いただきたく、陳情いたします。



以上

環境まちづくり委員会 送付 6－39

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の「全ての関係者が」
話し合える場づくりの開催を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 10 月 8 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

千代田区議会議員
秋谷 こうき殿

2024 年 10 月 8 日

「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の

「全ての関係者が」話し合える場づくりの開催を求める陳情

陳情者：

住 所：

連絡先：

令和 6 年 3 月 26 日、都市計画審議会では「二番町地区地区計画変更」が行われる場合、区行政は「すべての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」という附帯決議事項が添えられました。その「話し合える場」には一部の関係者だけによるものではなく、誰も排除することなく開催されることを求めます。

理由は、以下の通りです。

令和 5 年 6 月以降、区議会環境まちづくり委員会で、二番町の再開発に関する継続審議案件が 24 件あります。そのうち「民意の把握、住民間の調整、住民・事業者の意見聴取・意見募集・説明会や公聴会の開催」等を求める陳情が 10 件以上ありましたが、全く進捗がありません。今回も「すべての関係者がこの問題に関し話し合える場」が開催されないまま進むのではないかと不安に思っています。

附帯決議にある「前向きに話し合える場」は地区住民を二分するような事態を解消する、地区内の融和に向けたものとなるべきです。「前向きに話し合える場」は参加者が選別されることなく、特に近隣住民は誰でも参加できるものになるよう切にお願いいたします。

また、区議の皆様には時間と労力をおかけして大変恐縮でございますが、審議・決議に当たっては会派で意見を取りまとめるのではなく、一つ一つの案件に対し、様々な観点から慎重に議論を重ね採決して頂くことを望みます。

以上



環境まちづくり委員会 送付 5－14

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情

受付年月日 令和5年5月19日

陳 情 者	提出者	3名
	署名者	18名（令和5年5月24日受付）
	署名者	5名（令和5年5月26日受付）
	署名者	45名（令和5年5月30日受付）
	計	71名

陳 情 書

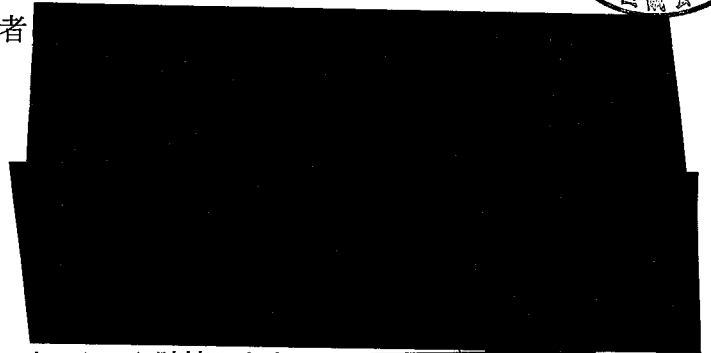
2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目再開発のエリア内の区有施設の情報共有に関する陳情



陳情者



外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり陳情します。



本年3月3日の千代田区議会環境・まちづくり特別委員会においては、外神田一丁目再開発に関し、審議継続していた陳情15件（参考送付含む）を一括審査し、また、青山侑氏（明治大学名誉教授・博士）、大澤昭彦氏（東洋大学理工学部建築学科准教授）の専門家意見を受けた上で委員会集約がなされました。この委員会集約では、区有施設に関して、「②当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」とされています。

また、同委員会における令和3年6月15日にとりまとめられた「法17条手続きに入るための条

件」でも「5 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認して進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。」との条件が示されました。

委員会集約が行われた時期は都市計画法 16 条 1 項に基づく公聴会が行われた後であることから、「法 17 条手続きに入るための条件」と合わせて、行政は区有施設に関する情報共有を同法 17 条の手続きに入る前に行う必要があります。委員会集約を受け、同法 17 条の手続きに入る前に行政が区民と十分に情報共有できているか、区議会において確認していただきたくお願い申し上げます。

特に次の 2 点に関しては、区民の関心も高く、公共性、公益性の観点からも重要な情報と考えています。

(1) 個別建替えができないとの前提に関する情報

区は、清掃事務所及び万世会館の個別建替えができない理由について、区が委託したコンサルタント会社と検討した旨を説明会で述べました。区の検討に用いた資料をエビデンスとして開示するとともに検討の経過と内容が妥当であったか否かの情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

(2) 再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報

清掃事務所と万世会館という公共施設の建替えを含むため、これらの区有施設の再開発後の維持管理費、将来の大規模修繕または改修の費用に関しても『公有財産白書』の公有財産の将来推計に基づいて費用の見通しがわかる情報が区民に共有されているか、区民と情報が共有されているかどうか議会の審理においてご確認ください。

以上

外神田一丁目再開発に関する陳情に対する委員会集約

① この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。

② 当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。

③ 都市計画の決定権者であり、まちづくりの総合調整者として準備組合を指導する立場の区は、同時に区民の財産を預かる一地主者でもあるという2つの立場を持っている。従って行政は、権利者及び住民が事業の将来性、公共性、公益性に不安を持つことがないよう事業を見通した対応が求められる。

千代田区はこれらの責任を認識し、都市計画審議会等の専門家の的確な知見を得て、判断すべきことを当委員会として確認し、執行機関に申し入れる。

環境・まちづくり特別委員会(令和3年6月15日)

【法17条手続きに入るための条件】

1. 権利者に対する意向調査を実施すること。また、意向調査にあたっては法16条手続きを通して全員に回答を求めるようなやり方をする事。
2. 資金の概要を法17条手続きに入る前に出すこと。
3. 委員のみに、地権者の賛否に関する地図分布、地積、賛否のパーセンテージを提示すること。
4. 権利者の大方の同意がなければ、法17条の手続きには進まないこと。
5. 清掃事務所の計画については、位置を含めて既存の計画にはこだわらず、現場の同意も確認をして進めること。特に清掃事務所の計画については、計画、建物の計画等を検討するために、改めてエビデンスを出すこと。

環境まちづくり委員会 送付 5－18

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月13日

陳 情 者 提出者 1 名

2023年6月13日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

陳情者：

住 所：

電 話：

日本テレビ再開発提案に関し事業者と地域住民間の調整を求める

陳 情 書

日本テレビ再開発提案により、居住地における穏やかな生活が大きく変化するのではないかと不安を感じております。再開発を希望する事業主（日本テレビ）の意見だけを優先するのではなく、住民の意見や心情をきちんと受け止め、それを反映するような調整が行政には必要だと考えます。そのために次のことを行政及び区議会に求めます。

1. 住民等に実施された以下の意見募集の賛否を属性別（在住・在勤、番町住民等）に公表してください。

- ①都市計画法第17条に基づく意見募集（2023年3月実施）
- ②都市計画法第16条2項に基づく二番町住民の意見募集（2023年2月実施）
- ③都市計画法第16条1項に基づく公聴会のための意見募集（2023年1月実施）
- ④都市計画法第16条1項に基づく番町住民の意見募集（2022年11月実施）
- ⑤オープンハウスアンケート（2022年7月実施）

2. 過去に提出された陳情書に対し、事業者からの回答を持って区議会委員会の回答とすることが複数回ありました。これでは、事業者にとって都合の良い回答で終始し、住民と事業者間の相互理解や考えの醸成にはつながらないばかりか両者間の溝は深まるばかりです。議会及び行政は、事業者だけではなく、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を聞いて下さい。

3. 住民に対する説明会は行政や事業者が住民に対し個別に対応するオープンハウス形式ではなく、事業者・行政と住民そして、住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聴ける場を設けて下さい。

以 上



環境まちづくり委員会 送付 5 - 1 9

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める陳情書

受付年月日 令和 5 年 6 月 1 3 日

陳 情 者 提出者 1 名

2023 年 6 月 13 日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者：

日本テレビ本社跡地の再開発に伴う二番町地区計画変更に関連し、
区議会及び都市計画審議会において住民・事業者双方からの直接意見聴取等を求める

陳 情 書

<陳情の趣旨>

1. 区議会及び都市計画審議会の先生方に、賛成・反対住民、有識者など様々な立場の人の意見を直接聞いていただく機会をつくってください。

2. 区議会及び専門委員の方々には、区役所内での議論だけでなく、是非二番町の現地視察を行ってください。

現地に立ち、どのような再開発計画が妥当なのか、このエリアが持っている歴史性や文化性、隣接する学校の様子、そして道行く人々、道路幅や麴町駅の様子等々、取り巻く環境を直接感得してください。現地視察の際には、すでに完成しているスタジオ棟、及び二番町の直後から開発が予定されている四番町の現在の状況も直接ご確認いただけるよう併せてお願いします。

3. 区には、専門家の先生方が十分な調査検討をし地区計画の範囲内で対案作成が可能
なよう予算を含めて配慮してください。

住民がただ徒に再開発計画に反対しているわけではないことを示すものが、番町の町並みを守る会が作成した対案です。与条件が示されないままの作成でした。今回の専門家の先生方による検討会議において、与条件のもと、地区計画の範囲内で対案を作成していただくことを要望します。区はこれを予算面でサポートしてください。



<経緯>

住民は単に、日テレ再開発に反対している訳ではありません。最初にこのことをはっきりと申し上げます。私たち住民は、今回のような超高層ビルの建設を伴う大型の再開発には広範囲にその影響が及び負の側面も生じることから、当初より前広な情報開示を求め住民参加型で計画を進めて頂けるよう区にも日本テレビにも切望してきました。

この数年間、「番町の町並みを守る会」や「千声会」のみならず、番町住民の多くが日テレ再開発の行方を注視してきました。番町住民のこのまちに対する愛着は大変強いものがあります。そして、住民たちは番町のまちのビジョンをまちへの想いととも、昨年度改定された「都市計画マスタープラン」に託しました。ですが、今回の都市計画案はその都市計画マスタープランとの齟齬が度々指摘されています。

住民たちが何を望んでいるかを改めて証明するものが、2023年3月10日～3月24日に実施された17条の意見募集の結果です。番町住民ベースでの意見総数938通の内訳（一番町～六番町の番町住民＋麴町三丁目～麴町四丁目の住民）は『賛成 275：反対 658』二番町の住民に限って言えば『賛成 64：反対 90』というものでした。

前回3月30日の都市計画審議会にて採決が見送られ、専門家の方々による検討会議が開始された現在、番町に暮らす住民たちはこのまちの何を大切にしているのか、番町のまちの将来像をどう考えているのか、区議の皆さま、都市計画審議会の皆さまには住民たちの様々な声を直接聴取していただくことを願うものです。

これまで度々、この日テレ再開発問題が地域住民を分断していると危惧する声が多数出ていました。分断を危惧するから結論を急ぐのではなく、区は公の公平中立な立場に徹し住民と事業者間を調整してください。従来通りの手法ではないやり方で早急に対応しご調整いただきたいと切に願います。

以上

環境まちづくり委員会 送付 5 - 2 1

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める陳情書

受付年月日 令和 5 年 6 月 2 1 日

陳 情 者 提出者 5 名

2/
2023年6月14日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

日本テレビ本社跡地再開発に伴う二番町地区地区計画変更に関連して区議会及び
都市計画審議会の速やかな審議と反対住民の審議遅延行為に毅然とした対応を求める

陳 情 書

日本テレビ本社跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっており、青空広場やバリアフリー施設等の数多くの地域貢献策、住民のQOLをアップする施策が盛り込まれています。また説明会等の機会を通じて、本提案が決して事業者の利益だけを追及したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であり、マンションの建て詰まりばかりが生じている千代田区において一石を投じる、新たなロールモデルともなり得る提案であることがあきらかとなっています。

それにも関わらず反対住民は「住民の意見を反映していない」と喧伝するだけでなく、地域課題の解決には全く目を向けず、根拠の無い、不安を煽る主張ばかりを繰り返しています。さらには審議の遅延を狙ってほぼ同じ内容の陳情書を何通も送付し、「フラットに意見交換できる場」と称して自らの抗議活動をアピールするための機会を求める陳情まで行う始末です。

これまでの都市計画審議会の議論でも委員からは、いたずらに地区計画変更及び再開発が遅れることは「地域の不利益となってしまう」との指摘があがっています。ごく一部の、毎回同じ反対住民の遅延行為によって審議が振り回されるようなことがあってはいけません。これ以上、地域課題の解決が遅れ、地域住民の不利益が拡大しないよう、千代田区及び千代田区議会、都市計画審議会には以下7点の毅然とした対応と速やかな審議を求めます。

1. 住民等を実施した意見募集の賛否数については既に公表されており、特に都市計画法に基づく意見書募集にあたって属性（在住・在勤など）の記載は条件に入っていないでした。それにも関わらず属性別の賛否の公表を求める陳情を出すことは、区職員の負担を増やすだけの明らかな遅延行為です。また昼間人口が100万人を超える千代田区においては在勤者の意見も重要です。番町地域の在住者、地権者だけの意見を抽出して賛否数を問うことは、毎回同じ一部の熱心な人たちの意見を数えるのと同じであり、無意味だとの指摘が都市計画審議会でもあがっています。こうした指摘も踏まえ、同じ人物が提出した審議遅延を目的とした陳情書に対しては上記趣旨を速やかに回答するなど、毅然とした対応を求めます。



2. 反対住民は都市計画法17条に基づく意見募集で、全体では賛成意見が大きく上回ったにもかかわらず、「番町住民ベースでは賛成 275、反対 658」「二番町住民に限れば賛成 64、反対 90」だと強調しています。しかもこの意見募集にあたっては、住民の対案と称して建築基準法に違反した成立していないプランを掲載したビラを配布し、いわば住民を騙すような形で反対意見を募っています。この事実は3月の都市計画審議会でも指摘されていますが、区議会でも反対住民が誤った情報に基づく煽動活動を行っているという問題を取り上げてください。
3. 日本テレビ社屋跡地の再開発提案は、長きにわたり多くの地域住民から意見や要望を聞き、「まちづくり協議会」などの議論を踏まえた内容となっています。事業者だけではなく賛成・反対住民、有識者、さらには子育て世代や保育園など様々な立場の人の意見を聞き、地域課題を解決するための施策が反映されているという事実を、区及び区議会ではもっと周知する努力をしてください。
4. 反対住民の常軌を逸した抗議活動こそが住民を分断し、提案に賛成する住民に恐怖心を与え、声をあげることができないようにしているということ、それによって公聴会などの傍聴がWEBに限定せざるを得なかったという事実を区議会や都市計画審議会できちんと取り上げてください。そして傍聴がWEBのみとなったことで、自らの抗議活動をアピールする機会を失ったことを不服として、「住民相互がお互いにフラットに意見交換でき、他の方々の意見も聞ける場」を求める陳情書を出しているということを、区議及び都市計画審議会委員はきちんと理解すべきです。「住民相互」「互いにフラットに意見交換」といった聞こえの良い言葉で彩られた陳情は、単に反対住民のアピールする場を求めているだけであり、むしろ住民の分断を助長する場を生み出すものであるということを、区議会ではしっかり確認して、このような反対住民を利するだけの陳情には速やかに上記趣旨を回答して処理してください。
5. 地価が高い千代田区ではマンションの建て詰まりが深刻です。子供や高齢者の人口が増える一方で、緑地・空地はますます失われ、防災機能を持つ広場や施設の不足は大きな地域課題にもなっています。従来の都市マスタープランや地区計画でコントロールできる範囲には限界が生じており、改定されたマスタープランでは“量から質への転換”や高度利用、地域事情に即した“特殊解”が求められる内容が盛り込まれています。今回の再開発提案は番町・麴町の地域課題を解決するもので、むしろ都市マスタープランの趣旨に沿ったものであるということ、地区計画の目標を達成するための提案でもあるということを、もっと明確にすべきです。そして、反対する住民や区議、都市計画審議会の一部の委員の「都市マスタープランに違反している」という主張が誤りであること、むしろ提案は都市マスタープランに整合しているということを、きちんと区議会・都市計画審議会を確認してください。その上で、速やかに審議を進め、提案を早急に実現するようにしてください。
6. 今回の提案は決して事業者の利益だけを追求したものではないこと、むしろ地域住民・行政・事業者それぞれにとって「三方よし」の提案であることを、区議会・都市計画審議会ではもっと取り上げるべきです。もし事業者＝日本テレビが自社の利益だけを追求する

のであれば、現行規制の範囲で敷地を目一杯につかって、地域住民と話し合うようなこともなく、早々に収益性の高いマンションあるいはレジデンス部分を含むビルを建てていたはずですが。しかし最も収益が期待出来る建設を行わず、長年にわたり住民と話し合い、地域課題の解決を最優先にした計画を打ち出しているのは、自社の利益を最優先にしていないということの証左でもあります。反対住民や、計画に異論を唱えてきた区議・都市計画審議会委員の主張が従来型開発の固定観念に基づいたものであることを、区議会・都市計画審議会ではしっかり確認してください。

7. その上で、「高さや景観といった形態制限だけを重視した結果、敷地いっぱいには建ち並ぶマンションによって緑地や空地が失われる一方のまちづくり」「地域コミュニティが希薄化し、地域課題も何ら解決できず、番町の町並みや千代田区の良さがどんどん失われていくまちづくり」をこれからも続けるのか、それとも「地域住民と十分に話し合い、緑地や空地が続々生み出され、地域課題も同時に解決していくという新たなサイクルが生まれるまちづくり」のどちらを選択するのか、区議や都市計画審議会委員の一人一人に質してください。また今回の提案の審議を速やかに進めることで、従来型の都市開発や利益第一主義の価値観に一石を投じ、他の地域にも誇れる新たなロールモデル・千代田区モデルつっていくという気概があるのかどうかも併せて質してください。

千代田区議会、千代田区都市計画審議会はいま大きな転換点を迎えています。ここまで議論を重ねながら、「熟議」や「十分な合意形成」等の便利な言葉で結論を出さず、審議を先送りすることは、もはや何もしないのと同じです。このまま何もしないのか、それとも毅然とした対応と速やかな審議によって新たな一步を踏み出すのか、区議そして委員の皆様には未来を見据えた賢明な判断を求めます。

そして住民・行政・事業者にとって「三方よし」の新たな千代田区モデルによるまちづくりをお願いします。

以上

環境まちづくり委員会 送付5－22

陳情書「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り
正確に把握していただきたいこと」について。

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 2名

令和5年6月26日

千代田区区議会議長 秋谷 こうき 殿

(写) 千代田区長 樋口 高顕 殿

千代田区都市計画審議会会長 岸井 隆幸 先生

千代田区環境まちづくり部まちづくり担当部長 加島 津世志 殿

陳 情 書

「二番町日本テレビ本社跡地再開発案に関して、地域住民の意見を出来る限り正確に把握していただきたいこと」について。

表記の件、具体的には以下の3点であります。

1. 随時行われるアンケートや都市計画法16条・17条に基づく意見募集等の際に、意見提出者の住所・氏名のみならず、その属性等も把握・分析し、民意を正確に把握していただくこと。
2. 現在、前掲の再開発案については、都市計画審議会学識経験者委員の方々による改訂案がまとめられつつあると理解しておりますが、この案についても必ずもう一度都市計画法16条・17条に基づく意見募集を実施し、民意を確認していただくこと。
3. 民意の正確な把握の大前提は、アンケート・意見募集に際して、出来るだけ時間的余裕（いわゆるリードタイム）を持って、可能な限り多くの住民等に周知徹底を図ることである。この点について、従来のやり方は必ずしも十分とは言えず、抜本的な改善を図っていただきたいこと。

以下、やや詳しく陳情の趣旨を申し上げます。

1. に関して

千代田区二番町地区計画の変更提案に関して、都市計画法17条縦覧に基づき3月に提出された意見書の提出状況は、二番町では変更提案に賛成64に対し反対90、一番町～六番町および麴町3・4丁目のいわゆる番町地区全体では賛成275に対し反対658と、地区計画変更提案に反対する住民が圧倒的多数を占めております。一方で、千代田区外(全体数一区内在住者及び地権者)からの意見書では、その9割以上が再開発に賛成しています。

千代田区二番町の問題に関し何故、千代田区外在住者が9割も賛成の意見を出したのか、意見の内容に付いて詳しい分析を求めます。又、今後のアンケートや意見募集に当たっては、住所のみならずその属性(住民、通勤者、通学者など)を把握し、正確な民意を把握するための改善を促していただきたく、陳情致します。





2. に関して

都市計画審議会学識経験者の委員の方々は都市計画の専門家でいらっしゃる、いろいろな要素を勘案し住民等も納得出来る素晴らしい案をお作りいただけると期待しておりますが、以前提出された案とは異なるものであるはずですから、是非とももう一度改めて法律に定める意見募集を行うべきものと理解しております。その際には、上記第1点にご留意をいただくべき事は云うまでもありません。

3. に関して

大勢の住民に対して広報を徹底することはなかなか難しいことであります。広報が不十分では意見募集が行われていることに気付かない人が多くなり、正確な民意把握は不可能です。十分なリードタイムを取り、区報になるべく目立つような掲載をすること、同時に区ホームページにも掲載し、また伝統的なアナログ手法ながら、区内の各町内会を通じての掲示板表示やお知らせ配布等も組み合わせて行っていただくべきと考えます。問題が重要であればある程、こういう努力が必要であります。

二番町問題に関して云えば、昨年7月3、4日に行われた区主催のオープンハウスは、始めて本提案が地区計画の高さ規制60メートルを大幅に超える90メートルの建物建設を含むという重要な内容であることが公にされるという極めて重要な機会であったにもかかわらず、リードタイムが僅か1週間で広報手段も極めて不十分でありました。

以上よろしくご検討の程 お願い申し上げます。

環境まちづくり委員会 送付 5－23

二番町地区地区計画の変更について「陳情書」

受付年月日 令和5年6月26日

陳 情 者 提出者 1 名

令和5年 6 月26日

千代田区議会議長
秋谷こうき様

陳情者：
住所：
電話：



二番町地区地区計画の変更について

「陳情書」

日頃は、より良い区政の為にご努力頂き感謝しております。

さて、二番町地区再開発計画案については、

①2022年7月、オープンハウス、②11月、16条に基づく説明会アンケート、意見募集、③2023年1月、16条1項に基づく公聴会。④2月、地権者に周知、意見募集、⑤3月、17条縦覧、意見書、と5回にわたり住民意向の聴取があり、そのすべてに於いて地元の意向は計画に対する「反対」が過半数を占めました。特に、本年3月の都市計画法17条縦覧に伴い提出された意見書では、二番町は賛成 64 に対し反対 90、一番町～六番町および麴町 3・4 丁目のいわゆる番町地区全体では賛成 275 に対し反対 658 と反対が圧倒的に多数を占めています。そればかりでなく、本開発計画案は地元住民の合意で定めた現行の「二番町地区地区計画」、2021年5月改定の都市計画マスタープランの制約、精神を大きく逸脱しています。

また、16条対象案件であった地区計画は日本テレビの地所を切り出してD地区とした地区計画案と、D地区を除いた二番町地区を対象とした2種類の地区計画案についての説明会、公聴会でした。一方、本年3月の17条縦覧の対象地区計画案はD地区を含む二番町地区計画の変更のみあり、D地区は独立して存在していません。

このように高さ制限、容積率の大幅な緩和に反対する多くの住民の意向、また手続き上の混乱が有りながら、区当局は次々と都市計画法上のステップを進めています。

以下の2点につき議会としてご審議をお願いすると共に、区民の代表として正しく監視機能を行って頂きたくお願い申し上げます。

1. 夫々の住民の意見表明の内容につき、その属性を含め、行政はどのような判断をしたのか。その判断は合理性の有る妥当な判断と言い得るのか。
2. 2023年1月の16条公聴会と3月の17条縦覧の間に地区計画案が変わった事の理由とその詳細につき、分かりやすい説明を区民に対し行ったのか。



環境まちづくり委員会 送付 5 - 2 4

日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

受付年月日 令和 5 年 6 月 2 6 日

陳 情 者 提出者 1 名

2023 年 6 月 25 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき様



日本テレビ再開発の意思決定プロセスに対する陳情書

二番町地区における日本テレビ再開発に関しては、行政・日本テレビ・町会(以下三者間)の不透明な関係性を背景とし、住民を置き去りにした拙速な意思決定を進めようとする動きが散見されました。地方自治における三権分立の理念に基づき、行政を監視する立場にある区議会に対し、以下の対応を求め、陳情します。

【陳情内容】

1. 三者間のみならず、住民に対する説明と住民意見の聴取、及び施策への反映を適時・適切かつ十分に行うよう行政を指導し、議会自らも住民と対話願います。
2. 行政を中心に、意思決定過程における利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。

【背景及び理由】

1. 過去の「日本テレビ再開発沿道まちづくり協議会」「二番町地区における都市計画案の公聴会」「千代田区都市計画審議会」議事録、及び私自身も出席した二番町地区住民を対象とした説明会の発言・質疑を見るに、行政は住民意見を軽視し、日本テレビの再開発案を早期に確定させたいとする姿勢が見られました。「千代田区第4次基本構想(以下同構想)」に行政の役割として以下の記載がありますが、これが十分に果たされていない点、議会から行政を指導願うとともに、議会自ら住民と対話願います。
 - 区と区民が一丸となって将来像を実現していくため、区民に対する情報発信を適時適切に行い、区政への区民の主体的な参画を推進
2. 上述の各種会議体における発言内容を見ると、二番町では住民意見を聴取される機会がなかったにも関わらず、行政のみならず二番町会も同姿勢に対し強く賛同する動きを見せていました。同構想には行政の役割として以下の記載がありますが、こうした一連の動きを目の当たりにすると、「住民福祉の増進を目的とした主体的な意思決定」以外に、何らかの論理が意思決定プロセスに介在しているのではないかとの疑念が生じ得ます。かかる無用な疑念や不信感を住民側に抱かせず、行政の決定結果を住民側が納得感高く受け入れるためにも、利害関係者となり得る三者間に何らの便宜供与などが行われていないことを監視、必要に応じ予算措置を講じ調査願います。
 - 住民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割

以上



環境まちづくり委員会 送付 5－25

二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

2023 年 6 月 25 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

二番町地区計画変更に関する影響調査実施に関する陳情書

陳情内容

二番町地区計画変更提案について、区役所が住環境への影響調査を客観的に行う為に必要な予算措置をして頂くと共に、適時・適切に同調査の実施・調査結果の公表がなされるようにして頂きたく、よろしくお願い致します。

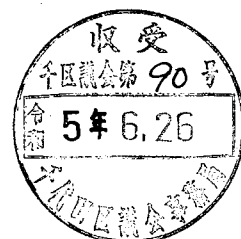
陳情理由

令和 5 年 1 月 26 日に実施された二番町地区に関する都市計画案の公聴会において、公述人からは住環境への影響への懸念が示されました。しかしながら、これに対する区の見解としては、いずれも事業者（日本テレビ）が実施したシュミレーション結果として、影響は限定的である旨事業者から示されていることを述べているに過ぎません。地区計画の変更という重大な意思決定が行われようとしているにもかかわらず、区役所は 90 メートルという超高層ビル建設に関する住環境への影響調査を全て日本テレビに任せている状況です。

二番町に住む四人の子供の親として、超高層ビルが建つことによる交通量増・人流増は大きな懸念です。番町内は殆どが狭い一方通行の道であり、番町中央通りも例外ではありません。一部双方向化したとしても、車が溢れ、また、人流の増加により、児童・生徒の通学、保育園児の送迎・散歩時の移動が危険な状況になる事を危惧します。

交通量・人流の問題のみならず、ビル風、日照への影響調査を含め、区役所が独立したコンサルタントを起用できるよう予算措置をとっていただくと共に、適時・適切な調査の実施・調査結果の公表がなされるよう区議会からもご指導いただきたく陳情致します。

以 上



環境まちづくり委員会 送付 5－26

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める陳情書

受付年月日 令和5年6月26日

陳情者 提出者 1名

日本テレビ再開発案に対する民意の把握を求める

陳 情 書

日本テレビ（事業者）は 2022 年の「都市計画提案の概要」で、過去数年にわたり広場を利用した多くの方々にアンケート等を実施し、地域の要望を聴取したと言っています*。また多くの方が番町地域には南池袋やお茶の水にある空地のようなスペースがふさわしいと答え、「回答者の 90%が青天空地を求めている」と報告しています*。そしてこれをビルの北側に公開空地を作り、ビルを高層化することの根拠の一つにしています。

「回答者の 90%が青天空地を求めている」という回答を導くために日本テレは 7800 m²の広々とした芝生と空が見える南池袋公園の写真等を見せて、住民に意見を求めています。一般論としてこのような広場が都会の真ん中にできることは望ましいことだと思いますが、二番町で作ろうとしている広場はこの写真とは異なります。天井がなく、見上げれば空は見えますが、高層ビルの北側で真夏以外は日陰が多く、ビル風が吹き下ろす空地であるということは回答者に知らされているのでしょうか。住民の回答や意見が事業者にとって都合よく解釈されているように感じます。

また、保育園ヒアリング調査においても、表面的な質問のみで調査が行われ、ビルが建った後のリスクやデメリットは説明されていないようです。利用しやすいオープンスペースについて、「コンクリートの屋根などができると園児を遊ばせづらい。屋根があるより外を感じさせたい。」という意見がほとんどの中で、「夏場は半分くらい日陰になっているといい」という意見もあります。ピロティー方式にして屋根をつけるか否か、屋根の高さ、広さ等についてもっと深く検討して頂けないのでしょうか。

イチかゼロかではなく、お互いが歩み寄るために検討する余地はまだたくさんあるのではないのでしょうか。事業者には、住民の意見をもう少し丁寧に聴取して把握して下さること^と願います。

事業者はアンケート回答の言葉のみをとらえ、住民の心情は把握していないようです。悪く勘繰ってしまえば自分たちにとって都合よく言葉を解釈し、アンケートの回答を利用しているように感じます。このままでは住民の希望を聞いて開発を進めたのに、住民がイメージしていたものとは異なる開発になってしまいます。このような手順で開発が進められていくことに、事業者と行政に対して不信感が募ります。

行政に対しては上記概要の p27 に書かれている事業者が行ったアンケート等の目的・実施方法・結果・分析内容を、第三者的な目で判断し、報告して下さることを望みます。

* 2022 年 12 月 8 日開催の都市計画審議会 資料 1-2 P25~27



以 上

環境まちづくり委員会 送付 5－30

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情

受付年月日 令和5年7月3日

陳 情 者	提出者	2名
	署名者	2名（令和5年7月5日受付）
	計	4名

陳 情 書

2023年7月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情



外神田一丁目南部地区再開発計画の街区内にある清掃事務所及び万世会館の区有施設の機能更新及び、区道を廃道し大街区化することに関し、千代田区議会会議規則第67条に基づき、環境まちづくり委員会は、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会と協議して連合審査会を設置の上、審査及び調査をして頂くことを求めます。

本年4月末までの、前・環境まちづくり特別委員会では、本件再開発の審議を進めていく中で、区有施設を民間ビルとの共同化計画案に対し、区民住民から数多くの反対や慎重意見が出ております。

また、当該区域内の地権者からも、計画に慎重、反対の立場のみならず、計画推進、賛成の立場からも共同化について慎重な意見もあります。

区の都市計画案には「再開発等促進区・土地利用に関する基本方針」に「道路を挟んだ敷地の一体的な整備を図るとともに、地域の生活を支える既存の公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備を行う」と明記されており、「公共施設(斎場、清掃事務所等)の再整備」が都市計画決定の対象になっています。

今後、仮に都市計画決定がなされた場合には、建築基準法第 68 条の2及び都市計画法第 53 条による制約が生じ、公共施設の再整備方法が共同化によるものに実質的に限定されてしまいます。

そのため、本年3月3日の委員会集約の2では、「当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など区有施設を多く含んでいることから今後、公共性、公益性を区民と情報共有するべきであり、それらが不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要がある。」と明確に集約されました。

以上のことから、都市計画決定の判断がなされる前に、しっかりと公共性、公益性の審査・調査のため、千代田清掃事務所、千代田万世会館及び区道を所管する委員会との連合審査会を設置し、審査及び調査していただくようお願いいたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付 5－3 1

日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

受付年月日 令和 5 年 7 月 5 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和5年7月5日

千代田区議会議長
秋谷こうき様



日本テレビ再開発による地域活性化を求める陳情

番町・麴町地区の住民にとって、近隣での食料品調達が不便であることは共通認識になっています。集合住宅、マンションの再開発によって住民は増加したにも関わらず、地元商店の多くは廃業し、以前は活気があった商店街は軒並み消滅してしまいました。地域のブランド価値が高いことは好ましいことですが、買い物するにも新宿や日本橋、近隣区のショッピングモールに出かけなければならない状況は、行政として改善すべき課題として認識する必要があります。

昨今は、高齢者の一人暮らし世帯が急激に増加しており、タクシーや公共交通機関に頼らなければ買い物すら満足にできない状態を放置していいのでしょうか。

日本テレビ再開発事業は地区計画の変更、意思決定過程について反対運動ばかりが目立っていますが、常識的な多数の住民は地域の利便性向上に期待し、黙って見守っているのが現実です。

老朽化した麴町駅の機能更新・バリアフリー化、広場空間の確保は長年、地域として要望していますが、行政単独では困難なので、民間の再開発に合わせて行政需要を実現する手法は効果的といえます。

さらに、大型総合スーパー(生鮮食料品店)、銭湯(スパ)の誘致ができれば、地域のブランド価値だけでなく利便性向上にもつながります。

これまでの交渉過程における高さ90m未満という案は、こうした地域貢献を考慮すれば極めて妥当です。地域住民の願いをかなえるためにも、千代田区に対して日本テレビ再開発事業を早急に決定することを求めます。



環境まちづくり委員会 送付 5－39

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

受付年月日 令和5年9月5日

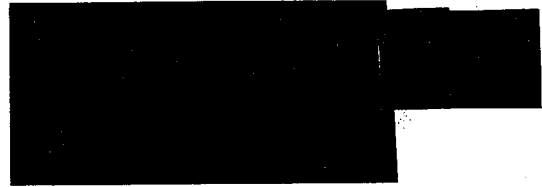
陳情者 提出者 1名

2023年 9月 5 日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 様

外神田一丁目南部地区再開発の直近の事業計画案を示すよう求める陳情

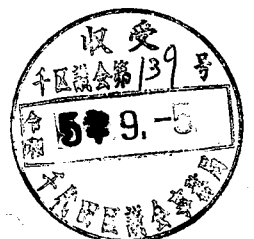


区民にとって日常生活に欠かせない公共施設（清掃事務所、葬儀場）、を民間再開発事業に入れ、区道を床に替えるという例を見ないやり方については、情報提供が余りにも少ない状況下で、しかも地権者同意率は60.8%であり、地区計画決定後は地権者同意率を三分の二にしなければ法律上この計画は進めることも退くこともできない状況に陥ります。近隣自治体でも例を見ない同意率の低さのままで、7月25日の都市計画審議会で賛否8対7という僅差で事業を決定すべきものとして行政は地区計画と市街地再開発事業を進めることとしました。

公共施設を民間再開発に組み込むことや、高さ170メートル超高層ビルが気候変動、人口減少社会に突入した日本の将来を見たときに、区民の利益につながるのか、秋葉原の賑わいや発展に寄与するのか、見通せないままです。

決定権者の千代田区長にはより慎重な判断が求められるのは言うまでもありません。

課題山積の中、2021年（令和3年）7月13日に資料として出された事業計画案



では総事業費は854億円です。事業の経費は「保留床処分金」や「交付金（国、都、区による税金）」でまかなわれるとのこと。交付金は事務費を除く事業費の10%約80億円です。

しかし、昨今の資材、建築費、人件費の高騰はすさまじく、日本建設業連合会（2023年4月版）によりますと一昨年来世界的な原材料の品薄、高騰の影響により、「かつて経験のない価格高騰、納期遅れが発生」と記載されています。また、（一財）建築物価調査会によると、2015年を100とした指数は、セメント166.4、生コン207.1、鉄鋼170.7、です。さらに国内では福井駅前再開発、札幌駅前再開発、富山複合施設等々建築費高騰による事業の見直しや、工期の遅れが続出しています。

外一再開発についても当然事業者はそのような状況を受けて事業採算性を見直し計算しているのではありませんか。事業費の増大は地権者、千代田区（区民）に権利変換で影響を及ぼすのではありませんか。また、公共施設、区道等は区民全体の大事な資産です。どのような評価基準にするのか、事業者が採算上保留床を増やせば権利床の減少につながります。地権者の取り分は当然減少します。現在の事業費が一体いくらと算出しているのか、直近の総事業費と建設費を含むその内訳を早急に公開することが地権者、区民、秋葉原を愛する方々に対する責務ではありませんか。誠意をもってお示してください。

環境まちづくり委員会 送付 5－4 1

(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、並びに (2) 今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

受付年月日 令和 5 年 1 1 月 1 5 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳 情 書

2023年11月15日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

環境まちづくり委員会委員長 嶋崎 秀彦様



(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査、

並びに

(2) 今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

陳情者：

陳情者住所：



(1) 二番町地区地区計画変更案に対し実施された都市計画法 16 条及び 17 条意見書の集計・報告の正確さと公正さに関する調査の陳情：

千代田区への情報開示請求により、今年 3 月に行われた「二番町地区地区計画変更案」への都市計画法 17 条に基づく意見書の集計・報告について、下述①～⑤の事実が判明しました。このような集計・報告手法を許容したのは、執行機関として大いに問題と考えます。こうした疑義が放置されれば、千代田区による本件以外の数値集計の正確性や妥当性も疑われ、区の行政や区議会への信用も損なわれ、民主制の根幹さえ揺るがしかねないと言え懸念する次第です。区議会におかれましては早急に上述 16 条及び 17 条意見書の集計・報告のカウント方法を明確に示すとともに、集計・報告の正確さと公正さ

につき外部又は第三者による調査、及びわかる範囲での再集計をお願い申し上げます。

【情報開示請求により判明した事実の例】

区役所より開示された文書は全て意見書の住所氏名欄が黒く塗りつぶされ、詳細は確認不能でした。当会では全意見書を精査することまでできなかったものの、以下は17条意見書について発見できた事実の一部です。なお16条の意見募集では、在住在勤の別は問われませんでした。どのように集計したのかを知る必要があると考えております。

① 「二番町住民」の意見書数が違った。

	都計審議事録	当会集計	差
「明確に賛成」	64	56	-8
「反対」	90	90	0
「不明確」	3	4	+1
合 計	157	150	-7

② 「町名」しか書いていない意見書を、区は有効な意見書とカウントしていた。

区民の開示請求に答えた区職員が、意見書の住所に「二番町」と書いてあれば「番地がなくても採用した」と説明していた。

③ 二番町「住民」の意見に「在勤者」が混在した。これを除くと、二番町住民の意見書数は157から118に減り、賛成比率は29%に低下した。

二番町住民の意見書に「在勤者」と明記した意見書が、32件（賛成22件・反対10件）あった。在勤であることが一見して明白であるにもかかわらず、集計・報告していなかったことが判明。

	都計審議事録	「在勤者」除外後
「明確に賛成」	64 (41%)	34 (29%)
「反対」	90 (57%)	80 (68%)
「不明確」	3	4
合 計	157	118

④ 上述③の在勤賛成22件中の15件が、手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）※参考資料1

ほかに、日テレ通り沿道以外の千代田区在勤者の賛成意見書からは、

⑤ 全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件あった。 ※参考資料2

以上

都市計画法は住民及び利害関係者が意見書を出せるとしていますが、意見書の偽造やなりすましは認めていません。特に上述④二番町の手書きコピー15件は、氏名住所の筆跡が同じであれば本人に無断で作成された可能性もあります。黒塗りされた氏名住所が適正に記載されていることと、その筆跡まで本文と一致するか否かなどの確認が必要です。同じフォーマットで大量かつ同時に出されたものも、本人の意思に基づき作成したものか疑義が残ります。

また上述②（「町名」だけで番地も書いていない意見書も有効とカウント）が真実なら、住所が真正か否かや、意見書の提出者が実在するかを、もはや確認する術の乏しいものまでも有効に受け付けたことになり、従って黒塗りされた氏名住所欄の確認が必要です。

(1)は、以上です。

(2)今後の再度実施される 16 条・17 条に基づく意見書における募集手続き及び集計・報告の正確性と公正さを求める陳情

本年3月の二番町地区地区計画変更案に対する17条意見書の募集は3月24日に締め切られ、わずか6日後の3月30日に都市計画審議会に数値が提出・報告されてそれが議事録に残り、後日、数値の誤りによる訂正が本年8月の都計審にて報告され、同議事録にも記載されました。これ以外にも、前述の通り区の意見書カウントに疑義を生む事実が判明しました。これは、上述の通り詳細な調査が必要なことに加え、元々の意見書募集時における、要応募記載事項の明示の不足不備及び、応募締め切り後の拙速な集計報告日程があったことにも要因があったと考えられます。

区議会におかれましては、今後都市計画法16条・17条に基づく意見書募集等の手続きを行うにあたっては、下記の通り、集計に疑義を生みにくい募集方法と集計方法、および余裕ある日程をもって行うようにお願いします。

また、国土交通省「都市計画運用指針」に基づき、素案をつくる段階では都市計画法16条2項に基づく意見募集だけでなく、1項に基づく公聴会を実施してください。加えて、都市計画法17条

の意見募集に先立ち住民及び利害関係者が区案を十分に理解できるように説明会を実施してください。

(記)

- (ア) 意見書等募集時の区からの公示や広報は、十分な時間的余裕をもって行い、また、意見書集計の正確性を期すために、応募締め切りから都計審報告までの期間を、本年3月実施時の6日間よりも十分に長く、時間的余裕をもたせること。
- (イ) 意見書募集時には、住所を正確に記載すること及び在住か在勤等か（住民か利害関係人か）を明記するように意見書の記入方法を明確にして公示・広報すること。
- (ウ) 住所の正確な記載は、在住の住民に関しては住民票記載の住所、在勤者は社名（屋号）及び在勤地の住所（法人在勤者に関しては社名及び登記上の法人名及び法人住所）を記載すること。
- (エ) 意見書のうち偽造またはなりすましの可能性があるものは執行機関が精査した上で、集計・報告すること。精査の方法についても公表すること。
- (オ) 意見書の集計・報告では、二番町、二番町を含む番町各地区（日テレ通り沿道地区）、同沿道地区以外の千代田区内、区外を分け、また、それぞれ在住か在勤かの8分類にして、それぞれの意見内容及び意見数が分かるようにすること。

以上、陳情いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上

別紙

<参考資料1>

P.2 の【情報開示請求により判明した事実の例】「④上述②の在勤賛成 22 件中の 15 件が、

手書き文章の同一コピー（名を変えただけ）」の写し 全 15 件

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：左記



以上

意見書送付 (3/10～24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所:

電話番号:

氏名:

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：有効



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課
keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

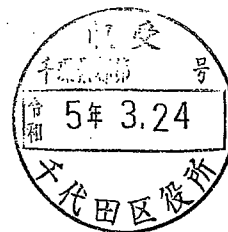
電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号：

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：互恵



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) ・ 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。
千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10～24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3 月 24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：在勤



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

2023年 3月24日

千代田区長 殿

二番町地区地区計画変更案に対する意見書

住所：

電話番号

氏名：

【意見】

二番町地区地区計画の変更に賛成します。

千代田区との関係：左記



以上

意見書送付 (3/10~24) 〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 景観都市計画課

keikan-toshikeikaku@city.chiyoda.lg.jp

FAX 03-3264-4792

<参考資料2>

P.2の【情報開示請求により判明した事実の例】 「⑤全く同一文（ワープロ作成）で同一日付の賛成意見書が、35件」 の写しのうち、事例として10件

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

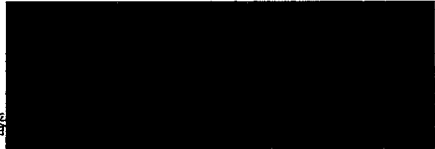
街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番



二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：
名前：
電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見
見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見
見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023年3月24日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番号

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見
見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

2023 年 3 月 24 日

千代田区長 殿

住所：

名前：

電話番

二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案に対する意見書

標記二番町地区 地区計画変更に関する都市計画案について、下記の通り意見
見を申し上げます。

記

千代田区に在勤している者です。

地区計画の変更に賛同します。

街の活性化につながる良い計画だと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付 5－4 2

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

受付年月日 令和 5 年 1 1 月 1 7 日

陳 情 者 提出者 1 名

2023年11月17日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者

外神田一丁目南部地区再開発について、建築条例審査前に公共施設である清掃事務所について区民から意見を聞き大方の区民意見を取り入れることを求める陳情

10月13日に区議会常任委員会で環境まちづくり部の外神田一丁目南部地区についての陳情審査がありました。公共施設について担当課長は、「要求水準に基づいた相談を定期的に清掃事務所ともしっかり説明し行っていきたい」旨の発言をされました。「所管の政経部とも調整が必要」と部長の発言もありました。庁内はそれでよいのかもしれませんが、区民に対してはどうされるのでしょうか。公共施設は区のものであり、当然区民のものでもあるわけです。

区内に1か所しかない清掃事務所は、現在80名前後の職員の方々が働いており、この開発が進めば、一旦親水広場が予定されている川岸の現在の旧万世橋出張所のあたりに仮移転します。この建物にかかる費用もまだ明らかになっていませんが、おそらく5億から7億円かかるのではないかと推測されます。そこへ移転して、2、3年後に超高層建物が完成すると今度はもう1度その建物に移転するとのこと。仮事務所は取り壊し、親水広場になるとのことです。職員の負担はもとより仮事務所建設等にかけた資金の無駄、環境的にもかなりの資材が無駄になります。CO2の排出はどのくらいになるのでしょうか。

再開発に組み入れることで、数十年先の清掃事務所はどうなるのか、賑わいを創出したい民間企業との共存は難しいのではありませんか。区のものとして独自に建設することを求める声が依然として多く耳に入ってきます。

区が地道に努力を重ねれば区内に場所がないわけではないと考えます。また東京都と真剣に話し合えば開かれる道も考えられるのではないのでしょうか。

2023年2月9日、東京都財務局財産運用部に問い合わせたところ、都市整備局に聞いてくださり、「千代田区から都有地を購入したいという話は1、2年ない」とのことでした。このようなことから区内に1か所しかない私たち区民にとってなくてはならない重要な区有施設について、区の土地として取得して建て替えることを真剣に検討した経緯が残念ながら無かったのではないのでしょうか。再開発ありき、区民不在とも見受けられるまちづくりは必ず将来禍根を残すのではないのでしょうか。



建設に掛かる事業費の約10%は交付金という名目の国、都、区の税金で賄われます。このようにしてまで公共施設を入れたこの再開発のメリットは果たして私たち区民にあるのでしょうか。

未来を見据えたときに別の手法があると考えます。

情報はすみやかに開示し、建築条例審査前に住民、区民に清掃事務所を再開発に組み入れることについて丁寧に説明する機会を持つよう議会は環境まちづくり部に働きかけてください。

事実を区民に明らかに示して、対話をしてください。それを踏まえて区民の要望、意見を活かしていただきますよう陳情いたします。

環境まちづくり委員会 送付 5 - 4 5

千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

受付年月日 令和 5 年 1 1 月 2 4 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書

2023 年 11 月 21 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 千代田区二番町地区計画変更に対する区議会環境まちづくり委員会並びに
都市計画審議会の委員による充分なる検証実施の陳情

陳情者

住所

電話

理由：

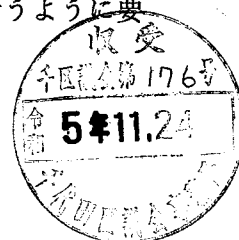
番町の住環境を守ってきた現行の地区計画と、2021 年に策定されたばかりの千代田区都市計画マスタープランの趣旨を逸脱して、二番町の一角で超高層ビルの建築を容認する地区計画の変更が、現在千代田区の行政組織により強力に進められようとしています。地区住民に対する貢献の見返りに、日本テレビに対して、賃貸商業ビル運営に充分な利潤を上げるに必要な容積率、その容積率確保に要する建物高さを与えようとするための地区計画の変更と理解しています。

千代田区に 50 年、番町に 25 年居住し、この地区の稀有な住環境、文教環境をこよなく愛するものとして、番町の価値と地区環境に大きな変化を及ぼしかねない動きと思い、本件が審議された都市計画審議会、沿道まちづくり協議会などを傍聴してきました。前回の都市計画審議会で、「現行の地区計画における規定である高さ 60 メートルの順守を最良とすること」、ただし、「地域貢献で得られる価値の大きさと見返りに損なう環境影響につき、住民の十分な合意が得られるならば」との条件付きで、高さ 80 メートルを限度とするビルの建設も容認しようとの専門家委員の見解が出たことは承知しております。この見解の趣旨は、地区計画変更を行う際には、慎重かつ十分な事前検証を行うべきであると理解します。

しかるに、区役所から二番町地区住民に対する地区計画変更の説明会が近々開催されると聞きました。しかし、これは実施に先立ち行われるべき区議会での議論が不十分なまま手続きに入ったのではないかと懸念致します。つきましては、具体的な手続きに実施に入る前にまずは、計画案の是非につき、地権者・区民の判断に資するような、区議会（環境まちづくり委員会）による議論を行い、その議事録が住民に理解されるように早期公表をお願いします。

また、都市計画法 16 条、17 条で集められた意見の集計・分析にあたっては、区の行政組織に加え、区議会環境まちづくり委員会と都市計画審議会の委員による検証を行うように要望します。

以上、陳情致します。



環境まちづくり委員会 送付 5 - 4 6

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第 16 条第 1 項の
公聴会の開催を求める陳情

受付年月日 令和 5 年 1 1 月 2 7 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和5年11月27日

陳情書

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区地区計画の変更に関して、住民への詳細説明及び都市計画法第16条第1項の公聴会の開催を求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

日頃より、円滑なる区政の運営にご尽力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、先日11月25日に区役所で行われた「二番町地区 地区計画の変更に関わる素案の説明会」に参加し区の見解をお聞きしました。しかし、二番町における日本テレビ本社跡地の再開発については、もともと地区計画で高さ制限が50m、総合設計制度を使っても60mまでと制度上決まっている中で地区計画を変更してまで実施される再開発ということで、この数年近隣住民の皆さんと共にその推移を注視してきた住民としては、懸念が払拭されたとは言い難く、ここに次の通り陳情致します。

1. 陳情の趣旨

二番町地区計画の変更に関して、都市計画法第16条第1項の公聴会を開催するように求めます。

2. 陳情の理由

令和5年1月に、高さ90mの日本テレビの都市計画案提案に関して公聴会を実施していただきました。今回は高さ80mの新しい都市計画案の素案です。

高さが90mから80mに変わったこと以外、十分な説明がなされたとは言えません。都市計画法第17条の意見募集の前に、どのように変わったのか、専門家や住民の意見がどのように反映されたのかさらなる説明が必要です。

そのうえで、住民が公に意見を言える場、公聴会を実施して頂くことを求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付 5－47

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳情者 提出者 1名

陳 情 書

2023 年 11 月 28 日



千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

二番町地区地区計画の変更に係る説明会及び意見書の取り扱い方に関する陳情

陳情者:

住 所:

電 話:

※案内

1. 「二番町地区 地区計画の変更に係る素案の説明会」と題するペーパーには議事として「二番町地区計画変更素案について」が挙げられています。しかし、席上配布資料としては「二番町地区 地区計画 変更素案の概要」にとどまっています。5 月に開催された「六番町偶数番地地区の地区計画に係る素案の説明会」では席上配布資料として「地区計画の素案」そのものが含まれていたと聞いています。今回、「素案」を配布せず、「概要」にとどめた理由を教えてください。

2. 「素案」のコピーが模型を置いた机の脇にありましたが、「写真撮影不可」となっていました。限られた時間で「素案」から筆写するのは不可能です。また、「素案」が置かれていたこと自体の案内もなかったため、これに気が付いて見た方も少ないと思います。25日の説明会では会場からの要望により、出席者には素案のコピーが配布されたとも聞いていますが、24日の出席者には素案のコピーは郵送されたのでしょうか。そして、なぜ素案を「閲覧禁止、持ち出し厳禁、撮影禁止」としたのか、また、そもそもですがなぜ素案を区の都市計画の「都市計画の公告・縦覧のお知らせ等」のところに公開しないのか、以上の理由を教えてください。

3. 「意見書の提出方法について」について「二番町地区 地区計画 変更素案について、都市計画として定めていくために、今後、都市計画法に基づいた手続きを行なっていきます。」との一文があります。せっかく説明会に来て、「概要」しか配布されず、変更案全体を閲覧するためには、改めて区役所5階の環境まちづくり部に開館時間内（＝勤務時間内）に行き、その限られた時間内で理解することは住民にとっては大変難しいことです。できたら、住民あるいは権利者全員へのコピーの配布をお願い致します。少なくとも、閲覧に行った人には要望に応じてコピーの配布をお願いいたします。

4. 意見書は「素案」について提出するものであって、「素案概要」について提出するものではないと思います。今回の説明会に出席した二番町地区の地権者に対して不備があったと言えませんか。また、説明時間30分、質疑60分の説明、何か質問を投げかけても「ご意見として承ります」という回答では、十分に質問に答えていただけたとは思えません。再度の説明会開催を要望致します。

5. 二番町地区は在勤者が多く、住民が少ない地区です。しかし長期的な視点で町のことを考えるのはそこで子育てをし、実際に生活している住民だと思います。次の都市計画法第17条に基づく手続きに入ると、区外の方々の意見も反映されます。これでは、千代田区の住民がないがしろにされている、あるいは千代田区の主体は区外にあるという印象が強まります。区の行政が千代田区そして千代田区民の生活を守る姿勢を示していただきたいです。そのために、今回の意見書募集の要件として「関係権利者の皆様」とありますが、二番町地区に居住する多くの方々のご意見や声も是非重視していただきたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付 5－48

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を
至急開催することを求める陳情

受付年月日 令和5年11月28日

陳 情 者 提出者 1名

令和 5 年 11 月 27 日

陳 情 書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区区議会議長
秋谷 こうき様

二番町地区計画の変更について、広く番町・麴町地域の地域住民を対象とする説明会を至急開催することを求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

TEL

第1 陳情の趣旨

日本テレビの都市計画提案及び二番町地区計画の変更に関して、二番町地権者のみならず広く番町・麴町地域の住民を対象とした説明会を実施してください。

第2 陳情の理由

二番町 日本テレビ本社跡地の再開発問題は、再開発等促進区を適用した超高層ビル建設が予定されていることから、この数年、二番町住民のみならず番町・麴町、平河町、九段等周辺地域の住民がこの推移を注視してきました。何故なら、日本テレビ一社のために現行の地区計画を変更してまで区がこの計画を推進しようとしているからです。超高層ビル建設によるこのような大型の再開発では、その影響が負の側面を含め広範囲に及ぶものです。しかしながら、日本テレビ沿道まちづくり協議会においても、住民はオンラインでしか様子を知ることができず、住民に十分な説明はなされているとは言い難い現状であると思料されます。

11月21日より都市計画法第16条の手続きが開始されましたが、第17条の手続きに進む前に是非とも番町・麴町地域住民を対象とした日本テレビ計画案及び二番町地区地区計画変更についての説明会を対面にて開催してください。

そうでなければ、第17条での意見募集時に意見を出したくても内容がよく分からない、という住民が大勢いるという事態に陥る可能性があります。このままでは現行の地区計画を変更するという大きな問題を周辺住民には何も説明することなく、第17条の意見募集に突入してしまいます。これはおかしいことです。第16条の手続きで示した素案に関して、番町・麴町地域住民を対象とした説明会を急ぎ実施していただくよう強く求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付 5－49

二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

受付年月日 令和5年11月30日

陳情者 提出者 1名

陳 情 者

2023 年 11 月 30 日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区地区計画の早期変更を要望する陳情

陳情者

住 所

電 話

理由

現在の番町地区は、買い物も不便、歩道の整備も不十分(段差や傾き、枯れた街路樹)かつ、麴町駅番町口も不十分なバリアフリー化です。これだけの都心であるにもかかわらず、飲食店が撤退し、個人商店が消え、街はどんどん寂れて、新しいマンションばかりがたくさん建ち並んでいます。

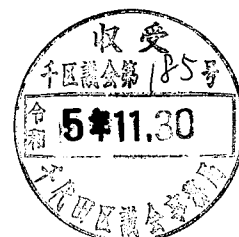
他方、日本テレビ本社の有った場所には、現在番町の森が建て替えまでの期間、暫定で整備されており、日々多くの人々が集まっています。先日も番町の住民によるお茶会が開催され、訪れた方も、日本文化の素晴らしさに触れ、充実した時間を過ごされました。こういった活動を支える場所を恒久整備することは、住民の多い街にとって極めて意味のあることです。

日本テレビは70年前から番町に在った企業として、寂れていく街を暮らしやすい街に変えようとしてくれています。私たち番町に暮らす住民にとっても、これを機会にぜひ改善して欲しいことばかりです。絶対に外してほしくないものは、バリアフリー、広場、緑、広い歩道、交通広場、スーパーマーケットなどで、これだけのことを街に還元してくれる開発は、番町ではもうないと思っています。書かれていないものの可能であれば銭湯も作っていただきたい。

およそ10年にわたる議論、直近では都市計画審議会の学識経験者の先生方で検証なさった結果が提示され、議論は十分すぎるほどなされています。それにもかかわらず、いまだに都市計画決定されていないことが不思議でなりません。熟議を叫ぶのは簡単なことですが、そうしている間に、街の機能更新は遅れ、どんどんさびれていくのです。議会の皆さんには、今一度未来を担う人たちに対する責任を感じていただきたい。番町に想いを持っている企業があるうちに、課題解決を実現していただきたい。何も実現しないで「反対」「十分な議論」などの言葉だけで議会に臨んでいる区議は税金泥棒にほかなりません。

一刻も早く開発がなされるよう、都市計画の変更を求めます。

以上



環境まちづくり委員会 送付 5－5 2

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである子育て世代の意見を
聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

受付年月日 令和 5 年 1 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区議会 議長 秋谷 こうき 様

千代田区議会 環境まちづくり委員会 委員長 嶋崎秀彦 様

千代田区 都市計画審議会 会長 岸井隆幸 様

陳 情 書

令和5年 11月 30日

陳情者 氏名：

住所：

二番町地区地区計画変更においてサイレントマジョリティである
子育て世代の意見を聞き、未来の子供たちのための前向きな議論を求める陳情

◆陳情の主旨

二番町地区の地区計画変更に関する議論を聞いていて、一部の声の大きな反対派と呼ばれる方々の声ばかりが取り上げられ、審議を遅らせていることに極めて違和感を持ちました。これまで行われてきた説明会には毎回同じ反対派と呼ばれる方が押しかけていますし、提出されている陳情も同じ内容のものばかりです。

また、まちづくり協議会において反対派と呼ばれる方々は各自がバラバラの言いたい放題の主張をしているように感じております。このため協議会の議論は論点が定まらないどころか、一見すると反対意見が多いような印象すら受けます。他方、提案されている緑のある広場・街区公園の整備や、麴町駅出口のバリアフリー化、生活利便性の向上・商店街の活性化、低層部の街並み景観整備等、これらは住民の切実な願いであるにも関わらず、議論に反映されていないのは不思議でなりません。住民の要望と現在行われている議論には明らかにギャップが発生していると思います。

住民はこの開発を通して、どのような利益を享受できるか（例えば、どのような商業施設になるのか、スーパーなどの量販店が営業するのか、麴町駅にエスカレーター・エレベーターが整備されるのか等）を想定しており、その利益を享受できることを前提にし、様々なことを検討・判断するという姿勢であるということがハッキリしています。つまり、住民は「日テレ社は、広場やバリアフリー化を地域貢献する」ことを前提として議論しているのであって、これが反対派と呼ばれる方々と論点がずれる要因だと思います。

また、反対派と呼ばれる方々の活動が強まることにより、住民は意見を発しづらい環境になっています。また、反対派と呼ばれる方々は、真偽がわからない情報の流布、マンション



への投書、麴町出張所・麴町区民館の利用規約を無視した集会活動を都計審の委員自らが行うなど、あきらかに住民を扇動していて、住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっていると思います。すなわち住民はどんどんサイレントマジョリティ化していると思うのです。そして、いたずらに議論に時間をかけることは、住民同士にある不信感をさらに増長させるということも懸念されます。

私としては、住民間の対立を 1 日も早く解決し、安心して暮らす事ができる日常を取り戻したい、そして、開発が進み QOL の高い生活を送ることを切望しております。千代田区議会及び都市計画審議会におかれましては、今回の計画・提案がサイレントマジョリティである子育て世代や高齢者のニーズをしっかりと反映したものであるということを認識・理解したうえで、速やかに審議を前に進め、少しでも早くゆたかな暮らしを送ることができるよう議論・審議を行っていただくよう求めます。

◆陳情理由の詳細

日テレ社が昨年夏に番町の森のイベント参加者およそ 150 人に対してアンケート調査を行ったそうですが、その結果をお聞きして驚きました。

現在の番町の森は再開発までの暫定広場の位置づけですが、計画では再開発後に恒久広場として整備することになると聞いています。その広場についてアンケートで必要だと答えた方は 96%、さらにその広さについては「現在と同程度」「今よりも広いほうが良い」と答えた方は 94% だったそうです。ところがアンケートに回答した方のうち、オープンハウスなど説明会に参加したことがある方はほぼ皆無で、9 割以上の方が区に対して何も意見を表明していないことがわかりました。

事業者たる日テレ社が行ったアンケートですから、何らかバイアスがかかっていたとしても、広場の主な利用者である子育て世代や高齢者は積極的に意見を表明しないサイレントマジョリティであるということははっきりしたと言えると思います。このことは国政選挙や、区議選における投票率の結果から見ても同様のことが示されていると思います。そして前述したように住民が意見を発しづらい傾向がますます強まっている状況下では、住民のサイレントマジョリティ化にはさらに拍車がかかっていると言えるでしょう。

こうしたサイレントマジョリティの存在を無視して、積極的かつ熱心な反対派と呼ばれる方々の声、いわゆるノイジーマイノリティの意見ばかりが反映される区議会、都市計画審議会で果たして良いのでしょうか。

今回の提案・計画は 10 年にわたって丹念に住民の皆さんや、保育園、子育て世代や高齢者の声を聴いて練り上げられたものだと言っています。実際に提案されている広場の大きさや使い方、麴町駅のバリアフリー化、生活利便施設の整備などの内容は、こうした様々な世代のニーズに応えたものになっていると思います。しかも街区公園 (2500 m²) 規模の広場が番町に整備されるチャンスはもう二度とめぐって来ないでしょう。しかしごく一部の声の大きい反対派の方々によってこれらの実現が遮られ、遅れてしまうことは、声をあげる

ことができない多くの住民にとって不幸でしかありません。

先に行われたまちづくり協議会の議論も傍聴させて頂きましたが、番町の森で地域イベントを開催されてきた方々の地域に対する思いや、子供たちに素晴らしい体験をさせてあげたい、思い出を作ってあげたいという願いをこめた発言は胸を打つものばかりでした。区議会や都市計画審議会では、未来の子供たちのためにどのようなまちづくりが必要かという真剣な議論が行われたことがあるのでしょうか。

緑あふれる十分な広さの広場で思いっきり遊ばせてあげたい、山王祭や盆踊りなど地域の伝統に触れることで番町麴町という生まれ育った町に誇りを持ってほしい、畑で作物を植えて収穫し、焚火や花火を体験し、動物や昆虫に触れて沢山の思い出を作ってほしい、—そんな観点から番町・麴町に何が必要かということを考えたとき、答えは極めてシンプルだと思います。少なくとも高さ制限にこだわることは何も生みだしません。

今回の提案、地区計画の変更は最初で最後のチャンスだと思います。どうか区議会や都市計画審議会においては、街区公園規模の緑豊かな広場の整備、麴町駅出口のバリはフリー化、生活利便性の向上、そして低層部の街並み形成など、次代を担う子供たち、将来の子供たちや子育て世代に何を残すことができるのかという、前向きな議論を是非ともお願いしたいと思います。

以上

環境まちづくり委員会 送付 5－53

二番町地区計画早期変更に関する陳情

受付年月日 令和5年12月4日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書

2023年12月3日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

件名 二番町地区計画早期変更に関する陳情

陳情者

住所

電話

理由

二番町地区の地区計画についての変更を早期に実現してください。現在、私の主な関心事は、公園、緑、広い道路、麴町駅のバリアフリー化などです。そして活気あるコミュニティスペースの創造を重点的にすることで、地域を再活性化させることです。

現在、番町における地区計画は、公共施設の不足、緑地や公園の不足といった課題が見受けられます。私は幼い頃から番町に住み、番町で育ちました。そんな私だからこそ、公共施設の不足や、公園の不足が、どれだけ深刻なものか、というのが身にしみて理解できます。私は現在23歳ですが、私が幼かった頃の番町には、子供たちの遊べる公園が少なく、既存の公園だけでは、子供たちの人数が多く、子供同士の衝突や、遊び場の取り合いなど、問題が多く起こっておりました。そのため、私を含む当時の子どもたちは、交通量の多い道路で、かけっこをしたり、鬼から逃げるために、ビルとビルの隙間に入るなど、広い公園がないばかりに、試行錯誤しながら遊んでいました。しかし、今あらためて考えてみると、とても危険な行為だったと思います。番町は当時より人口がだいぶ増えているのにもかかわらず、公園の数はあまり変わっていないため、新たな広い公園の新設は、地域の発展と、何より未来を担う子どもたちの安全のために、とても有意義であり、今後の未来志向のまちづくりのためには欠かせないピースだと考えております。

加えて、麴町駅のバリアフリー化も急務だと考えております。千代田区の麴町駅周辺地域におけるバリアフリー化は、社会のあらゆる人々にとって重要です。番町は、高齢者と子どもたちの街と言っているほど、高齢者の数と、子持ち世帯の住民が多いです。現在の二番町側の麴町駅は階段しかなく、高齢者やベビーカーを引いている親御さんにとって、とても不便な状態です。六番出口は64段、五番出口は61段の階段を下りないと改札に行けません。



エレベーターがある出口は、真反対の出口に一つしか設置されておらず、そこまで行こうとすると、一度坂を下ってまた登らなくてはならず、そのような方々にとって、坂道を上り下りするというのは、とても困難を極めます。また現状身体障害のある人、車椅子を利用する人、または一時的なケガを負った人など、様々な状況にある人々が、安全かつ円滑に移動できる環境を整備できていないということは、日本の恥であり、ましてや、それが日本の中心である千代田区の番町の現状だという事実は、筆舌に尽くしがたい悔しさがあります。バリアフリー化は、地域社会の包括性と共生性を促進し、誰もが活動的に参加できる環境を構築することに貢献します。

日本の未来およびこれからを担う子供の未来のために、過去に決めたルールや慣習に従うのではなく、明るい未来を紡ぐために今を変え、変わらないために変わり続けることが重要だと思っております。私は、その信念を強く感じられる日テレさんの開発を強く支持しております。地区計画を早期に変更し、今すぐにでも日テレさんが二番町を開発できるようにして頂くよう行動してください。私たちは過去の枠にとらわれず、未来志向の行動をとることで未来を築いていくべきです。地区計画の即時変更が、番町再活性化の大きな一歩になると確信しております

以上

令和5年12月4日

陳 情 書

千代田区長
樋口 高顕様
千代田区区議会議長
秋谷 こうき様

教育環境を守る要望書を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求める陳情

陳情者：

陳情者住所：

連絡先：

陳情主旨

令和5年11月4日付にて千代田区都市計画審議会に提出した「番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書」（添付資料参照）を区議会で受け止め、慎重に審議を進めること求めます。

陳情理由

二番町地区地区計画の高さ制限緩和を、地域貢献を理由に結びつけることには大変な飛躍と付度があるように思えてなりません。地域貢献を取引条件とせず、高さ制限 60m を堅持した上で、様々なアイデアのもと豊かなコミュニティ形成を行うことは十分に可能です。より良き地域形成のためによりしく審議のほどお願い致します。

- ・二番町地区地区計画変更の高さ制限緩和は、番町・麴町地域の超高層への道を開き、就労人口が増え、繁華街化が起こり、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招き、生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。
- ・二番町のスタジオ棟跡地と番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせての広場形成を考えれば、二番町 D 地区のみで 2500 m² は必要ありません。
- ・バリアフリー化も賃貸オフィス設置事業者として就労者動線確保として必要経費であり、また、防災広場としても 2500 m² は必須ではありません。
- ・日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で大きな面積を占める一番町の町会長を加えるべきであったと思われます。

以上



2023年11月4日

番町・麴町地域の教育環境を守るための要望書

千代田区都市計画審議会

会長 岸井 隆幸 殿

都市計画審議会委員の皆様へ



二番町地区地区計画変更につきまして、2023年3月30日千代田区都市計画審議会において採決せず、継続検討とするなど丁寧に慎重に審議を進めて頂き敬意を表するものです。11月6日都市計画審議会が開催される間際ではありますが、改めて、文教地区において教育環境を守る立場より以下の要望と疑問点を呈します。

- 1 千代田区都市計画マスタープランの中層・中高層の住居系の複合市街地及び文教地区であることの規定、および、二番町地区地区計画の高さ制限 60mを堅持することを要望します。

超高層への道が開かれると、四番町、五番町等他地域へ波及し、就労人口が増え、飲食業が増加し、繁華街化が起こり、過剰な賑やかさが出現することを危惧します。また、乗降客が増大し生徒通学の安全に重大な危険及ぼします。それは、声掛け、つきまといの犯罪行為の増加を招くものです。

- 2 二番町のスタジオ棟跡地と、番町文人通りを挟んでの日本テレビが買収している四番町敷地とを合わせての広場形成を考えるよう要望します。

商業的エリアマネジメントがさまざま企画をすること自体悪くはないですが、二番町のスタジオ棟跡地だけで 2500 m²を確保する必然性はありません。また、現在の築山がある過渡的な広場利用と超高層ビル下でカフェテラス、キッチンカー、就労者が闊歩する広場は同じではなく、誤ったイメージ操作が行われています。子どもたちのことを考えるならば、向かいの四番町側へ築山を備えた広場を設置して頂き、高さ制限 60mを守った形で広場形成ができる方向を示すべきです。間にある番町文人通りは時に歩行者天国として利用すれば良いと思われます。

- 3 賃貸オフィス就労者のための動線としてエスカレーター、エレベーターを確保するのは事業者として当然のことではないでしょうか。バリアフリー化として多大な地域貢献であるとの認識について疑問を呈します。



4 広場の防災利用についてですが、この地域は延焼防火区域で、帰宅抑制地域で、みんなが3日間の備蓄を求められています。そういう中で、様々防災機能を民間が持つことは良いですが、本当に千代田区防災計画にて 2,500 m²の防災広場が必須とされているか多いに疑問を呈します。

5 日本テレビ通り沿道まちづくり協議会において、番町地域で大きな面積を占める一番町町会長が委員に入っていない。委員構成に瑕疵があるのではないかと疑問を呈します。

日本テレビ通り沿道まちづくり協議会となった時点で、多様な意見を得る上で一番町町会長を加えるべきであったと思われます。日本テレビ通りに面していないことは理由になりません。日本テレビ通りは、番町・麴町地域に良い面でも悪い面でも多大な影響を与えます。

以上の観点から、二番町地区地区計画の高さ制限を、地域貢献を理由として緩和すること
は大変な飛躍と忖度があるように思えてなりません。高さ制限 60mを堅持した上で、様々な
アイデアのもと豊かなコミュニティ形成を行うことは十分に可能です。

より良き地域形成のためによりしくご審議のほどお願い致します。

(連絡先



環境まちづくり委員会 送付 5－5 4

都市計画法第 17 条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情

受付年月日 令和 5 年 1 2 月 6 日

陳 情 者 提出者 1 名

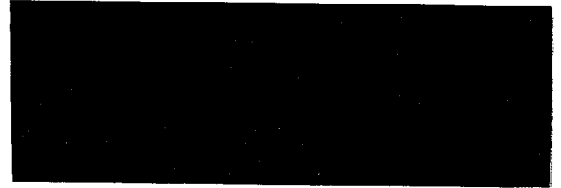
陳 情 書

2023 年 12 月 6 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

都市計画法第 17 条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」 および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情



先般 11 月 24～25 日に開催されました都市計画法第 16 条に基づく「二番町地区地区計画の変更に係る説明会」で提示されました資料は住民に誤解を与えますので、次回の都市計画法第 17 条に基づく説明会および公告縦覧の実施前に、資料の修正と追加をお願い致します。また、16 条の対象である地権者には、修正・追加した資料の再送付をお願い致します。

- 1) 総合設計で 60m で建てる場合と、地区計画を変更して 80m で建てる場合を比較する図や資料が必要です。60m でもバリアフリーが可能であることを明記してください。
- 2) 説明会で配られた資料の P4 上の図(別紙 1)は北西からの視点でしか絵が描かれていません。東西南北、四方から見た図を提示して下さい。
 - ・新オフィス棟の北側の面は日テレ通りに面する東西の面より幅が狭く、ビルの存在感が薄いです。
 - ・東側のいきいきプラザから西側を見た時、ここに番町を東西に分断する 80m の壁ができるような図になるかと思います。
 - ・また、南側のグロービスから北側を見ると、坂の上にそびえるビルが描かれるのではないかと予想します。もしかしたら、それほどボリュームはないかもしれませんが、それならそれで安心します。情報が提供されない(=隠されている)ことが私たち住民の不安を掻き立てるのです。
- 3) 資料 P3 下の図も東西南北、四方から見た図を提示して下さい。(別紙 2)
ボリュームの少ない面で、緑の多い面での情報提示になっていてビルの全容がわかりません。日テレ通りから見たビルの幅は、文人通り側よりも幅広のはずです。
- 4) 今回は提示されなかった風環境について、60m と 80m とを比較した図を作成してください。資料作成の際、次のことを要望します。
 - ・日本テレビは新オフィス棟の直下周辺だけではなく、調査範囲を拡大して、評価し数値を出していますが、これでは母数が 87ヶ所と大きくなって風の影響が薄れます。できましたら、新オフィス棟の周辺だけに限った風環境の変化を示して下さい。
 - ・建物内にあり、比較不能な未評価 4か所は、87か所とは別に表記して下さい。

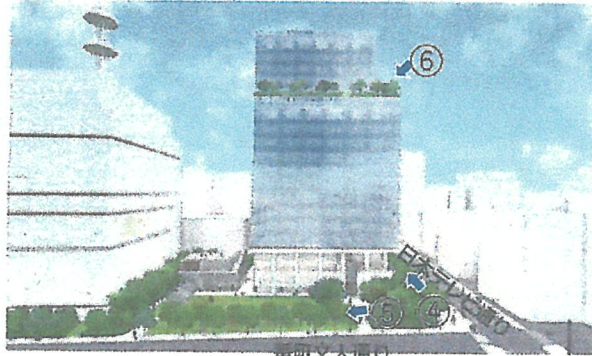
以 上



二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■日本テレビ修正案 対応③

- ・日本テレビ通りのまちなみを形成する低層部の建物デザインの考え方について複数検討検討し、協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物低層部は日本テレビ通りの街並みを形成する計画とします。
- ・広場や歩行空間の緑化のみならず、60m基壇部にも緑を配し、立体的な緑化計画を検討します。
- ・建物低層部と広場が一体となったサードプレイスを創出し、さらに60m基壇部の地域開放を検討します。



日本テレビ通り側建物低層部と歩道状空地イメージ



日本テレビ通り側建物低層部と歩道状空地イメージ



60m基壇部テラスのイメージ



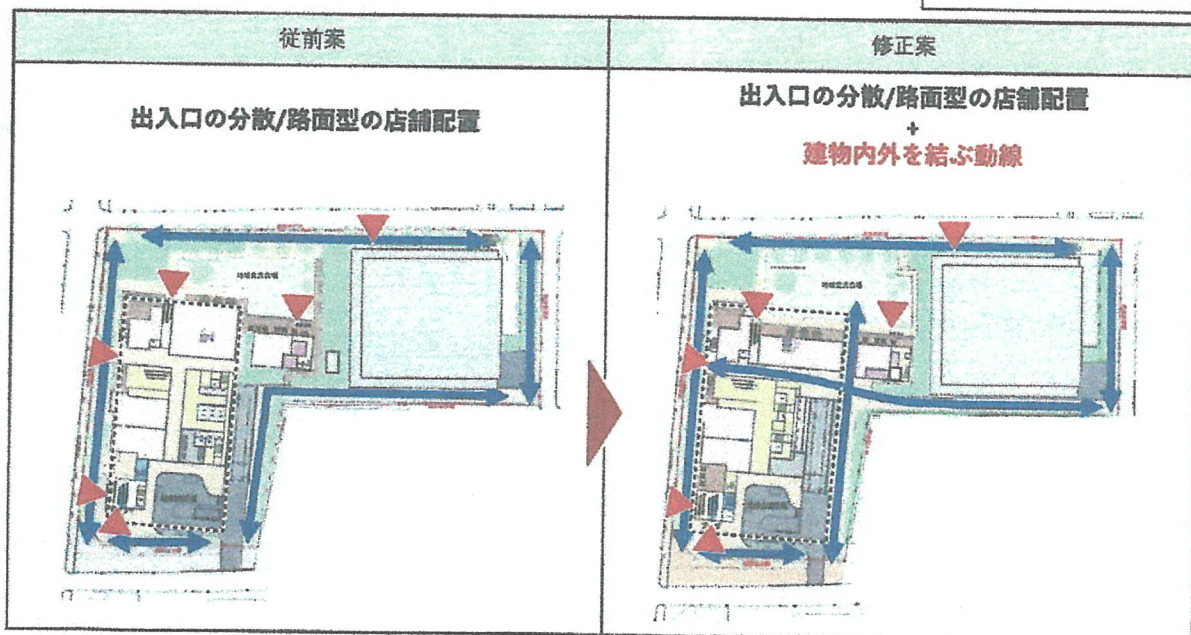
本パースは計画イメージの一例をお示しするために作成しました。デザイン等は今後詳細設計で検討します。

■日本テレビ修正案 対応④

- ・建物の1階部分の動線について複数案検討し、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・建物1階部分の出入口を分散して多数設けるとともに、建物内を貫通する動線を整備することで、アクセスや回遊性の向上等を図り、外部空間との親密性をより高める計画とします。

凡例

- ▲ 出入口のイメージ
- ⇔ 動線



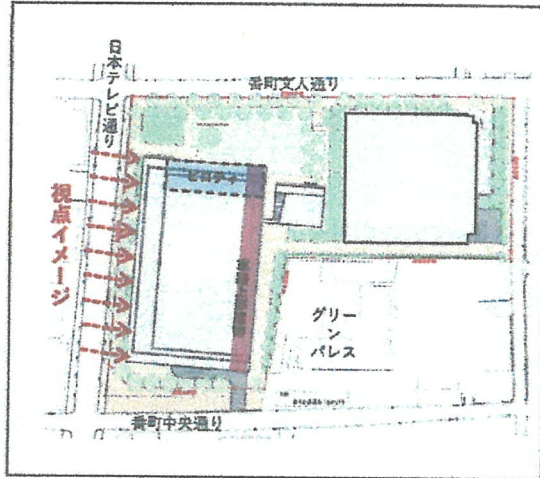
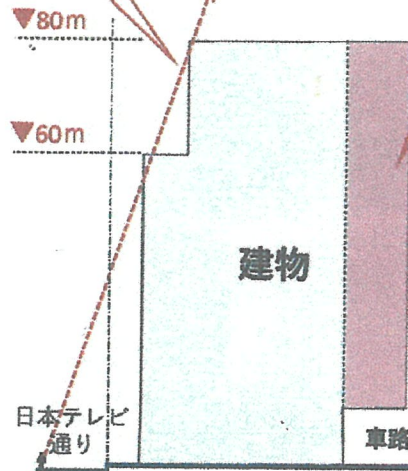
二番町地区 地区計画 変更素案の概要

■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・ 60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・ 日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・ また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

60m以上のボリュームが
日本テレビ通り対岸から
見えないように壁面後退

車路上部とピロティ上部に
建物ボリュームを配し、
80m以下に建物高さを抑える



■ 日本テレビ修正案 対応②

- ・ 60mのまちなみへの配慮として60m以上のボリュームの見え方について複数案スタディし、専門家会議や協議会で皆様のご意見を伺いました。
- ・ 日本テレビ通り沿道対岸から60m以上の部分が見えないように、高さ60mで壁面後退させました。
- ・ また、高さを90mから80m以下にするために、青空広場の一部をピロティ化、グリーンパレス側に設置していた車路上部にボリュームを配する工夫を施しました。

従前案	文芸通り側立面イメージ	日本テレビ通り・二番町文芸通り交差点 付近より計画建物を見上げる														
<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(録音室等)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建築物の高さ90m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,400㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約50%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(録音室等)	敷地面積	約12,500㎡	建物高さ	建築物の高さ90m以下	建築面積	約6,400㎡	建築率	約50%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	90m以下	
用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(録音室等)															
敷地面積	約12,500㎡															
建物高さ	建築物の高さ90m以下															
建築面積	約6,400㎡															
建築率	約50%															
容積対象面積	約87,500㎡															
計画容積率	約700%															
修正案	文芸通り側立面イメージ	日本テレビ通り・二番町文芸通り交差点 付近より計画建物を見上げる														
<table border="1"> <tr> <td>用途</td> <td>オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(録音室等)</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>約12,500㎡</td> </tr> <tr> <td>建物高さ</td> <td>建築物の高さ80m以下</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>約6,800㎡</td> </tr> <tr> <td>建築率</td> <td>約55%</td> </tr> <tr> <td>容積対象面積</td> <td>約87,500㎡</td> </tr> <tr> <td>計画容積率</td> <td>約700%</td> </tr> </table>	用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(録音室等)	敷地面積	約12,500㎡	建物高さ	建築物の高さ80m以下	建築面積	約6,800㎡	建築率	約55%	容積対象面積	約87,500㎡	計画容積率	約700%	80m以下	
用途	オフィス、商業店舗、エリアマネジメント拠点施設、スタジオ(録音室等)															
敷地面積	約12,500㎡															
建物高さ	建築物の高さ80m以下															
建築面積	約6,800㎡															
建築率	約55%															
容積対象面積	約87,500㎡															
計画容積率	約700%															

ボリューム感を示すためのパースです。今後、デザインは詳細設計を行います。

環境まちづくり委員会 送付 5－5 5

「都市計画法第 17 条に基づく『「二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および公告縦覧
の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付 5－5 4)」に関する追加の陳情

受付年月日 令和 5 年 1 2 月 2 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様



陳 情 書

「都市計画法第 17 条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』および
公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情(送付5-54)」に関する追加の陳情

陳情者:

住 所:

電 話:

去る 12 月 6 日に「都市計画法第 17 条に基づく『二番町地区地区計画の変更に係る説明会』
および公告縦覧の実施前に資料修正・追加を求める陳情」を提出し、受理されました。
その4)に風環境に関して 60m と 80m とを比較した図を作成して下さいをお願い致しまし
た。図を作成するにあり、次のことを追加して要望致します。

現在、新オフィス棟周辺では西側(日テレ通り側)と北側(文人通り側)で 2 つの工事が進めら
れそこには高いビルが建っていません。また北側の日本テレビの敷地には駐車場も広がって
います。この状況で風環境について検討してもあまり現実的ではありません。

西側では 10 階建て 46m のビルが建設されるそうです。四番町側は 3 階建て 17.5m の仮施
設が建設中です。仮施設なので数年後には、日本テレビの敷地には最低 50~60m の日本テ
レビ関連のビルが建設されることは容易に想像できます。風環境の影響を検討する際は、これ
らのビルが建設されたことを想定して、より現実的に評価をし、図を作成して下さい要望致
します。

住民は駐車場・空地や低層のビルとの間の風の影響を心配しているわけではなく、高層ビルが
建った場合の日常の生活道路、通学路や公共広場に対する影響を心配しているのです。日本
テレビと行政の方にはその点をご理解いただき、住民目線での回答をお願い致します。

また、風環境が想定よりも悪化した場合、壁面緑化や植栽などによって対応するという考え方
があるそうですが、高層ビルでの壁面緑化の例や効果を具体的に示して説明して下さい。

以 上

環境まちづくり委員会 送付 5－56

都市計画法第 17 条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る意見募集に関する陳情

受付年月日 令和 5 年 1 2 月 2 5 日

陳 情 者 提出者 1 名

千代田区長 樋口高顕様

千代田区議会議員 秋谷こうき様

陳 情 書

都市計画法第 17 条に基づく二番町地区地区計画の変更に係る
意見募集に関する陳情陳情者
住 所
電 話

12 月 1 日、6 日、8 日に開催された環境まちづくり委員会の議事録(未定稿)を拝見致しました。毎回遅い時間まで町づくりに関して論議を尽くされている皆様に感謝申し上げます。
議事録(未定稿)を拝見して気になったことを 2 点申し上げます。

1. 誰が、いつ、どこで、どのように決めるかという手順・手続き、(意志決定過程、デュー・プロセス・オブ・ロー)があいまいであるという議員の発言がありました。この点を是非明確にしていきたいです。

2. 属性ごとの意見の集計結果を明確化することを望みます。

理由等:都市計画法第 17 条に基づく意見募集について「都市計画審議会の会長からも、重要なのは、先ほどと同様、論理、内容であると言った見解が示されており、数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えておりません。そのため、従前どおりの形で提出を受け付ける」と行政側の見解が示されました。

質問ですが、「従前」とはいつのことを指しているのでしょうか？

令和 4 年 7 月の行われたオープンハウスのアンケートでは年代を問う欄の他、住まいが区内か区外か、区内の場合は町名を記し、所有か賃貸かをチェックし、区外の場合は地権者等、在勤者、在学者、その他にチェックをする形式でした。このアンケートの回答者は、区内在住者が 66 名、区外在住者が 283 名(内 16 名は地権者等)、無回答 23 名でした。

一方、本年 3 月に行われた都市計画法第 17 条に基づく意見募集では前例にない約 4000 通の意見が提出され、そのうち番町住民が約 1000 通、番町以外の住民が約 3000 通。番町住民では開発案反対の意見が多いにも関わらず、全体では開発案賛成の意見が多い結果となりました(表 1)。

この数値から、意見の提出者が区民かそれ以外かの属性を行政が把握することが必要だと思いました。

表 1:都市計画法第 17 条に基づく意見募集の結果(2023 年 3 月実施)

	合計	賛成	反対	その他
全体	3,978	2,853	1,088	37
番町以外 王倉町	3,040	2,586	430	20
番町(二番町 王倉町)	938	267	658	13
二番町 王倉町	152	62	90	0



意見提出者のほとんどが区民であれば、その属性を問う必要性は低いかもしれませんが、提出者の多くが区外在住者で、その意見が住民と異なるという事実が判明したのであれば、住所地、勤務地、あるいは利害関係の属性は少なくとも尋ねるべきではないでしょうか。

住民、利害関係者などの定義を明確にし、属性の確認をお願い致します。

以上

環境まちづくり委員会 送付 6－3

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和 6 年 1 月 2 5 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和6年1月24日

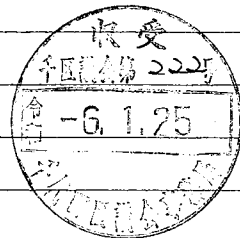
子代田区議会議長

秋谷 こうき様

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

以前千葉大名誉教授の藤井英二郎先生と一緒に
神田警察通りを歩いてご教授頂き、イチョウは根が
真っ直ぐ下に伸び、歩道が狭くてもスライドして動かす
ことができる為歩道の幅は確保できると仰って
いました。

私は道路整備に反対しているわけではありません。
イチョウを残しての道路整備をして頂きたく切に
お願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－4

外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

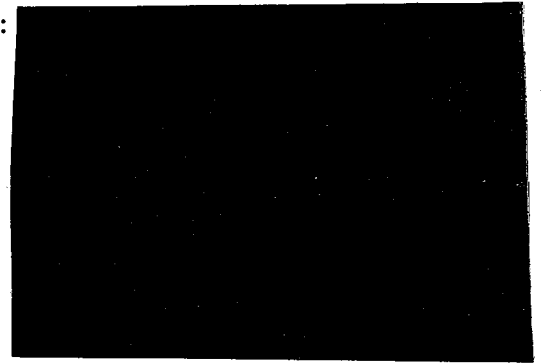
受付年月日 令和 6 年 1 月 2 6 日

陳 情 者 提出者 2 名

令和6年1月26日

千代田区議会議長 秋谷こうき様

陳情者：



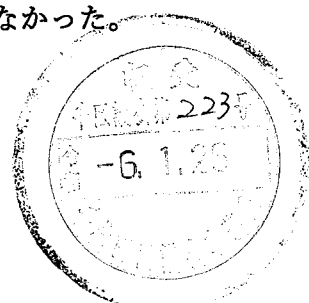
外神田一丁目計画について手続きの調査を求める陳情

本年1月24日、官製談合防止法違反容疑で元千代田区議会議員の嶋崎秀彦氏（以下「嶋崎氏」という）が逮捕されたことで、同日嶋崎氏は議員辞職をされ、都市計画審議会委員も辞任いたしました。同月12日にはすでに環境まちづくり委員会の委員長も辞任されていました。

また、逮捕された24日には千代田区長樋口高顕氏は「公正性を求められる入札および契約業務に関して、区民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。」とコメントされておられます。つきましては議会においては更なる透明性確保に向け以下の点につき、調査することを求めます。

記

1. 昨年5月19日付にて「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」により、16条の意見の反映がどのようになされたか、議会で確認するよう求める請願書が区議会事務局で受理された。
2. 昨年5月30日、改選後初の環境まちづくり委員会が開かれ、嶋崎氏が委員長に就任した。上記1の請願が「閉会中の特定事件継続調査事項」として嶋崎氏が委員長として閉会中の委員会開催を議長に申し入れることが同委員会で確認された。
3. 嶋崎氏は、請願の内容が都市計画法17条の区案の作成に関するものだと認識しながら、区案が発表される6月5日までの間に委員長として委員会を開催しなかった。



4. 都市計画法17条の都市計画案の縦覧が昨年6月5日から同17日まで行われた。
5. 昨年7月7日、環境まちづくり委員会で区行政は、「17条の意見書に対する開示請求は、都市計画審議会での公正、公平な審議をするために開示しない」との答弁をした。また、同日、請願は委員会として「継続審査」として採決した。
6. 昨年7月11日、第2回定例会において、上記5の「継続審査」が否決されたとして嶋崎氏は同日の定例会休憩中に委員会を開催し、委員会で採決を行い、定例会に報告した。定例会の採決において嶋崎氏は不採択に投票した。
7. 昨年7月25日、第1回千代田区都市計画審議会において外神田一丁目計画の審議を行い、都市計画案は1票差で賛成多数となった。その際、嶋崎氏は本審議会の委員として賛成していた。
8. 昨年10月13日、区は都市計画決定（地区計画の決定）告示をした。

上記のとおり、嶋崎氏は外神田一丁目計画の推進に深く関わってきました。他方で、昨年10月13日の都市計画決定以後、本年に至るまで長期に欠席をされていました。

区民としては、本陳情冒頭の樋口区長コメント「公正性に対する迷惑と心配」があり、上記一連、手続き上の流れには多くの疑義があります。

嶋崎氏が、外神田一丁目計画に関して区職員への不当な圧力や癒着などが無かったか、昨年5月30日の環境まちづくり委員会委員長就任時から10月13日の都市計画決定告示までの期間の区職員に対する全ての接触記録を確認した上で、区行政の公正性に問題がなかったか、議会として調査することを求めます。

以上

（添付資料）

2023年5月19日付「外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願」

請 願 書

2023年5月19日

千代田区議会議長 殿

外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願

紹介議員：小枝すみ子

のざわ哲夫
牛尾こういち

請願者：

請願者：

外神田一丁目南部地区のまちづくりに関して、次のとおり請願します。

本年2月10日に開催された都市計画法16条1項に基づく公聴会では、区の素案に関して、賛成・反対のそれぞれの立場から意見が述べられました。つきましては、公聴会における意見が適正に反映されるようお願い申し上げます。公聴会は「意見を反映させるために必要な措置」（都市計画法16条1項）として行われるものです。

区が、賛成意見のみならず反対意見も含めて公述意見及び公述申出意見を区の都市計画案の作成に反映するようにお願いします。

千代田区議会環境・まちづくり特別委員会では、本年3月3日に「①この間の調査と委員会の議論を経て、千代田区は都市計画法運用指針に基づき16条1項の公聴会および説明会を行った結果、当該計画に対する区民の関心の高さが明らかになった。そこで公聴会で公述された内容を都市計画案に反映させること。」との委員会集約を行いました。この委員会集約に従って公聴会で公述した内容がどのように都市計画案に反映されたか、または公述された内容で反映されなかったものがあるか、その理由も含めて議会で確認していただけますようお願い申し上げます。



以上

環境まちづくり委員会 送付 6－8

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての調査と提出
のやり直しを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

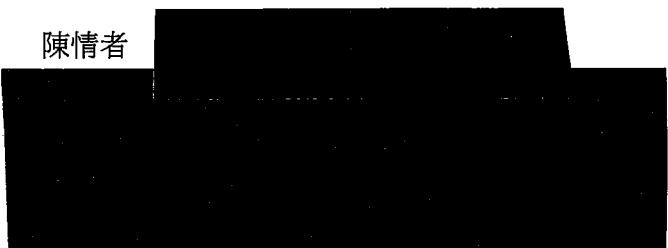
陳 情 者 提出者 1 名

令和6年1月30日

千代田区議会議長
秋谷 こうき様

東京都市計画地区計画 二番町地区地区計画（変更）に関する意見書についての
調査と提出のやり直しを求める陳情

陳情者



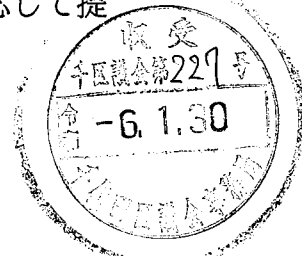
2024年1月5日～1月19日に実施された 東京都市計画地区計画 二番町地区計画（変更）についての、都市計画法第17条2項に基づいた意見募集については、下記の通り看過できない問題点があったことが確認されましたので、議会として早急に調査を実施し実態を明らかにしていただきますよう強く陳情致します。また、このような問題が発覚した以上都市計画法第17条2項の意見募集をやり直していただきますよう陳情致します。

記

今回の意見募集にあたり、二番町町会長が町会長名義で、町会の封筒を使用して町会員に対して「反対の方に負けずに意見書を出していただきたい」と賛成の意見書の提出を求める内容のレターを出されていました。この事実は、まちづくり行政に於いて看過できない根本的な問題を孕むことと思料致します。

町会は千代田区の補助金交付団体であり、税金が補助金として投入されている以上公正な立場であることは自明の理であります。その公正な立場であるべき町会の町会長の立場で区案に賛成するよう意見書の提出を呼び掛けたことは由々しき事態であり、健全なまちづくり行政の運営に汚点を残すものであります。さらに、当町会長は千代田区都市計画審議会の区民委員であることもあわせて指摘させていただきます。

以上のようなことから、町会長からの賛成の意見書提出の呼び掛けに応じて提



出された意見書があるのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

さらに今回の現役有力区議の逮捕、千代田区役所への家宅搜索という異常事態に区民は衝撃を受け不安に思っている最中です。問題の区議が長年強く開発を推進してきたこと、現在都計審にかかっている複数の案件についても同区議が推進してきたことは、大多数の区民は承知しており、入札談合の件についての逮捕とはいえ、一連の再開発問題と無縁であるとは考えられないと感じていることも確かです。

つきましては、議会として早急に真摯なる調査を実施し、実態を明らかにするとともに、都市計画法第17条2項に基づく意見書のやり直しをしていただきますよう、強く陳情致します。

以上

環境まちづくり委員会 送付 6－9

神田警察通りⅡ期工事に関する陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

神田 野言不通り二期工事に關する陳情

今般の二期工事に關し、治道住民に一度の説明をせ

い、とりおす方が樹木にほられ、議決済みといふ事をふりかざし

町会をこゝから動かして、工事を行はざる勢に私どもは、大に

義憤をかんじます。この区間は、私達の克己が大切にすべ

きものである。後世に伝へるべき大切な文化遺産だと思ふ

よう。戦争で一面焼け野原になり、錦町一帯で、この街路

樹がいっぱい、そのあとの復興を見守り、励ましてきたもので、ここに生

育ち、八十年の並みには変わらうとも、私どもは、心ならずも、此地を

離れて行くに、方々の郷土、故郷でもあり、ぜひ将来のため

として、たくさん署名を頂き、治道の皆さん、皆さんの声を大切に

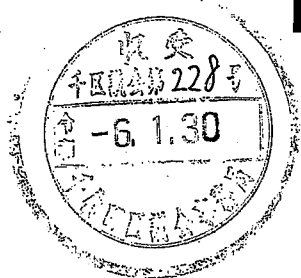
再考し、頂きたい。要請の強い、四期からの早期の着手を願ふ。

住民を全く無視して一部の人間で協議委員会を
作り住民に何の説明もせず物事を決めようという手法に
怒りを覚えるより今日の区議の逮捕という千代田区にとり
前代未聞の件。ぜひ百条委員会を設置しそのすべてを
に情報公開として頂く。要請を致しませう。

令和六年一月二十九日

千代田区議長

秋谷三郎様



環境まちづくり委員会 送付 6－10

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書 (神田警察通り其期工事の一時中断を求める陳情書)

2024年1月29日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

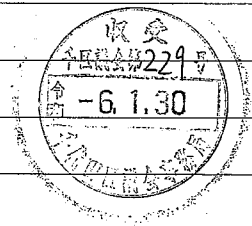
1月25日(令和6年)の環境まちづくり委員会で千代田区ヒートアイランド対策計画改定について取り上げてましたが、正しくイチョウの街路樹の木陰と日なたでは20度違うことは私達が実際に計り検証済みです。

実際車椅子利用者の方々もイチョウの街路樹の木陰を通り暑さを凌いでいると仰っていました。

地球温暖化による気候変動により^{毎年}真夏の暑さは私達健常者にも耐え難く、ましてや車椅子の方は子供と一緒に地面から近い為尚更辛い思いをされています。

SDGsの観点から考えてもイチョウの街路樹の役割は非常に大きく大切にすべき物と考えております。

イチョウを残しての道路整備をして頂きたい切にお願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－1 1

神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳情書（神田警察通りⅡ期工事の一時中断を求める陳情書）

2024年1月29日

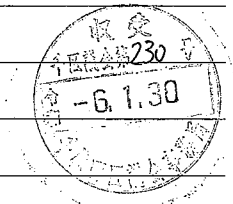
千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

以前伐採賛成者と反対者双方で署名活動をしたところ

伐採賛成者の署名は120名、伐採反対者の署名は600名と
大差でありました。

今一度この結果を考慮し再度話し合いの場を設けて頂きたいと
お願い申し上げます。



環境まちづくり委員会 送付 6－14

神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書

受付年月日 令和6年1月30日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2024年1月30日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

「神田警察通り道路整備工事、2期工事の中断と整備内容の変更を求める陳情書」



神田警察通り道路整備2期工事、当該地区の住人です。

再三再四になりますが、当該地区住民（町会員）でありながら「神田警察通り沿道整備推進協議会」並びに「錦町三丁目町会」から「街路樹イチョウの伐採」の知らせも打診もなく、故に「合意形成」など有り得なかった事をさきに記します。

神田警察通り道路整備工事 2期工事に於いて、街路樹イチョウ伐採の「合意（当該地区住民の）が有った」との虚偽の下に議決された、本件工事の無効性を訴えて、2期工事の即時工事中止を求めます。イチョウを残す事を求めます。

合わせて神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の、早期・即刻実施を求めて陳情します。

4期工事・5期工事の早期実施については、委員会・協議会に於いて担当部長が「4期工事・5期工事をやる」「同時に2期もやる」と度々御答弁されてますが、実質4期・5期に於いては現在に到るまで何の用意もなされてなかった事が事実として明らかになってます。4期・5期の住民の方からも「至急工事の必要な神田駅寄りの方から先に」と言われ続けているにもかかわらずです。

区は何故ゆえここまで2期工事に執着されるのか、と疑問に思う方は決して少ない数ではありません。

本件議決で（同数の為）最後の一票を投じた議長は、官製談合事件で逮捕された嶋崎元議員です（百条委員会の設置を求めます）。嶋崎氏は神田警察通りでも住民の聞き取りをなさっていたりと（事実と異なる内容を双方に流されていた）とかく、区よりの立ち位置で行動されていた（チェック機構の筈であるのに）というのが自分の認識です。

区長も担当部長も「議会で決まった事」と二年三年と言いつけるのなら、その間に話し合いの機会を設けて、再度検討されれば、ここまで全住民・区民の不利益になる状況と分断は生まれなかったのではないのでしょうか。

イチョウを守りたい住民は各々、昨年秋に町会長含む関係者の方々に手紙を出しております。ですが一人もお返事を下さった方はいらっしゃいませんでした（お立場



もあるやもしれませんが)。

私達は日々、寒暑を遮る等助けになってる歴史有るイチョウを守りたいのであって、徒らに対立したい訳ではありません。

昨年九月にお送りした「手紙」の写しを添えますので、どうぞ気持ちを汲んで頂きますよう、区議の皆さんにおかれましては、区民同士の橋渡しをお願い致したく、重ねて陳情申し上げます。

神田警察通り道路整備2期工事に於いて街路樹イチョウ伐採を伴う工事の即時中止と、神田警察通り道路整備工事 4期工事・5期工事の早期実施・実現を求めます。

前略

突然のお手紙申し訳ございません。

私、三丁目の〇〇〇〇〇〇〇〇です。数年前の神田祭ではお世話になりました。

既にお解りの事と思いますが、昨年から滞ったままの神田警察通りの沿道整備工事についてしたためます。

先日九月七日、区役所で開かれた「第6回神田警察通り周辺まちづくり検討部会」を傍聴致しました。そこで改めて協議会・部会に参加されてらした町会長、皆さんのお気持ちの一端を知る機会を得ました。

当日は4期の委員の方とお話する機会もあり、互いに「神田駅寄りの5期・4期のほうから先に、すぐさまの整備を必要としている方々の希望を優先的に」と交わし、早急に進めて欲しいのは同じ、と再確認致しました。私は、道路を安全に綺麗にすることを望む求む気持ちは双方ともに違いはないと感じております。

ですが、区は私達の気持ちを歪曲し「一本も伐らせないとやっている」と間違った情報を流し続けてます。

私達は昨年からずっと「至急必要と思われる神田駅のほうから工事を、街路樹に関しては4期・5期に関わる方々、お住いの方々でご相談されて、より良い形にして頂ければ」と言い続けております。

私達、2期・3期の住人は、ここの街路樹を守りたいと考えておりますが、4期・5期は、そこで生活されてらっしゃる方々でお考えになられるのが筋だと思っております。

私達住民の願いは歴史有る神田の公孫樹を残す事であって、立場こそ違えど道路工事を速やかに進めて欲しいという思いは一緒ではないかと考えます。

為に、まずは神田駅寄りの道を。安全安心な通行しやすい舗道の、整備を実現させる為にも4期・5期工事の早期の着手を、と切に願っております。

今年は関東大震災100周年です。残された震災イチョウ同様、護持院ヶ原火除け地の記憶を留める「火災に強い公孫樹」は三丁目の錦町の大切な財産です。

△△様、皆様はいかがお考えでしょうか。

私は三丁目に関わる者同士でお話をする、伺う機会を願っております。
お考え頂ければ幸いです。宜しくお願い致します。

令和五年九月吉日

早々

〇〇〇〇〇〇

環境まちづくり委員会 送付 6－15

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての
陳情

受付年月日 令和6年2月19日

陳情者 提出者 1名

陳情書

2024年2月19日

千代田区議会

議長 秋谷こうき 殿

神田警察署通りの街路樹を守る会のメンバーに対する
仮処分の申し立て件についての陳情



神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間に存在するイチョウの伐採につき、以下の点を陳情します。

千代田区から、神田警察通りの街路樹を守る会のメンバーに対し、仮処分の申立てがなされており、審理が行われている状況です。

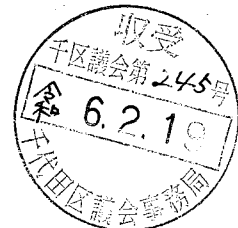
守る会のメンバーとしては、工事を妨害する意図は全くなく、むしろ神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事が円滑に進むことを願っています。ただし、既存の街路樹を少しでも守りたいのです。

そこで、既に7本が伐採されたことを前提に、別紙で○印をつけた箇所のうち、「伐採予定」の樹木2本を別の場所に移植し、○印部分に停車帯を設置することを提案した要望書を樋口高頭千代田区長に提出しました。

この要望書に記載した方法であれば、停車帯を設置し、かつ、既存の街路樹の伐採を最小限にすることが可能であると考えています。

千代田区議会においても、本提案をもとに、行政と住民と話し合う場を設けることへのご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

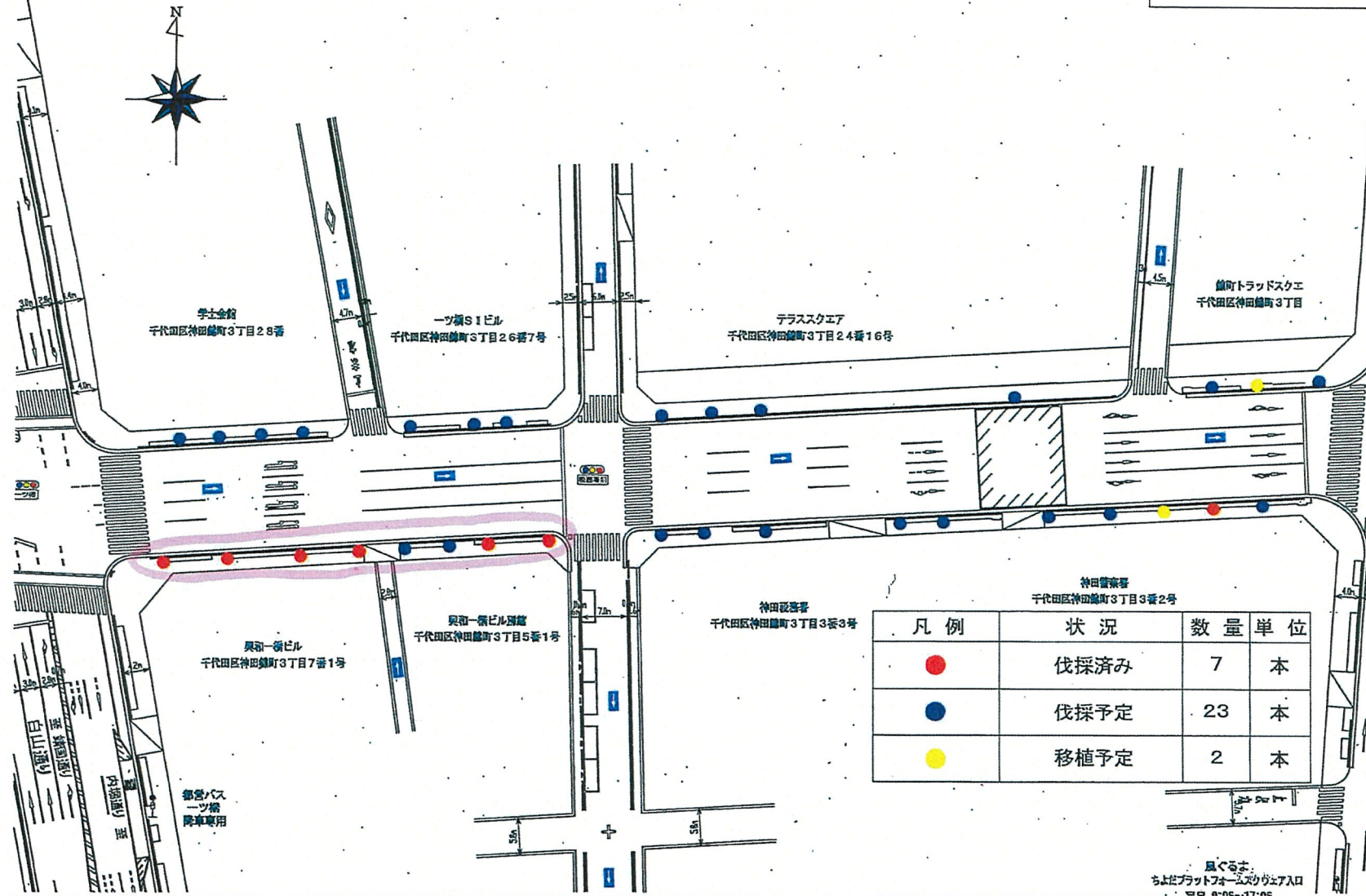


以上

なお、裁判所に提出済み（一部提出予定）の3名の意見書を添付しますので、議員限りでご覧頂きご参考にして頂きたく存じます。

環境まちづくり部資料4-3
令和6年2月1日

街路樹狀況図



環境まちづくり委員会 送付 6－18

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点
の確認を議会から区に求めている陳情

受付年月日 令和6年3月13日

陳 情 者	提出者	1 名
	署名者	2 名
	計	3 名

2024年3月13日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の法的問題点の確認を議会から区に求めていただく陳情



理由

2月8日に行われた令和5年度第5回千代田区都市計画審議会における「二番町地区地区計画の変更」の採決の方法と結果についての、法的問題点を法曹資格者によって確認させることを、区議会から担当部署に要請するよう、強く陳情します。

記

1. 千代田区都市計画審議会条例第6条3項(以下、「条例6条3項」といいます。)では、「可否同数のときは、会長の決するところによる」とあるので、条例6条3項に基づく議事の採決は「可否同数」になる可能性がある「二択」でなければならな
いと言えます。従って、「三択」での採決は条例6条3項に基づく議事の採決が行
われたとすることはできず、付議された「二番地区地区計画の変更」が都計審で
「可決」されたということは出来ません。

もし三択で同数の選択肢が2つあり、会長が決することができると考えた場合でも、各選択肢のうちいずれかが「過半数」を超えなければ決することが出来ません。今回は過半数の9票に達した選択肢はなかったので、可決したということは出来ません。

このまま区長が都市計画決定すれば、都計審で可決されていない都市計画決定として、都市計画法19条1項に違反する違法なものになる可能性があります。都市計画法19条1項では、都市計画審議会の「議を経て、都市計画を決定するものとする」と定められているからです。

また、付帯決議が存在せず、付帯決議の文案や骨子すら示されていない段階で「付帯決議付きで可決」と言えるはずもありません。



会長から「採決方法に反対の委員は反対に挙手を」との案内がありました。議案に賛成でも採決方法には反対であれば、反対に挙手となります。

複数の論点を一回の採決で賛否を問うことも常識的にありえません。

2. 以上のような、法的問題点について、複数の千代田区都市計画審議委員、複数の法曹関係者、区民から疑義が呈されており、区の担当者も「法的問題点がある」「数々の疑義が寄せられている」と認識していながら、法曹有資格者ではない、区の総務部法規担当に相談したのみであることが、3月7日の予算特別委員会で明らかになりました。

審議会中にも、環境まちづくり部担当者から、「過半数に達しない可能性のある三択方法は不適當である」という注意発言がありましたが、会長兼議長には取り上げられませんでした。

今後の各種審議会、委員会においても、常識や法律を超えることが許される前例にもなります。都市計画審議会は独立性があるといっても、法的問題点を放置するならば、「法の支配」ではなく「人の支配」によるお手盛りになります。

区議会の皆様におかれましては、区の担当部署に、令和5年度第5回千代田区都市計画審議会の採決の法的問題について、法曹の有資格者に確認を求めることを要請していただきますよう、陳情いたします。

以上

環境まちづくり委員会 送付 6－22

学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 4 月 19 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳情書入力フォーム(個人用)

陳 情 書

2024 年 04 月 19 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

件 名 学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情

陳情者 氏名 (名)

〒

住所

電話

理 由

名建築家により手がけられた1928年開業の『学士会館』を保存し、未来を見据えたまちづくりを進めることは、賛成です。東京大学発祥の地、同志社大学の創始者新島襄先生生誕の地、震災復興建築としても日本文化発祥の地としても、保存すべき価値あるものです。白山通りの拡張計画とともに、隣地との共同開発になったことも理解・賛同し、当再開発計画の成功と地域の発展を願っております。

一方で近隣に対する情報が極めて不足しています。2024年1月23日に初めて計画が公表されましたが、①学士会館旧館を東側へ7m曳差し保存する事②SC神田錦町三丁目ビルは解体し新建築物を建設する事③区道を廃止し北西から南東へ抜ける遊歩道に付け替える事の3点しか表明されませんでした。

2024年4月8日には隣接する当マンション住民向け説明会に於いて新築建築物の高さ・階数・アウトラインの概要が初めて開示されましたが、その他に関して何ら説明されていません。新築建築物の立体図に至っては、プロジェクターで投影されただけで、資料として配布すらされなかったのです。

また、住民の質問について『まだ千代田区に申請・協議中で、何も決まっておらず、お答えできません』という回答を繰り返すばかりで、再開後の詳細が全くわからず、残念なことに再開事業者の誠意も感じられません。このような不十分な説明では、再開事業者は近隣住民に対する責務を十分果たしているとは言い難く、我々の不安が払拭されるよう説明する責任があります。

更に、直近に迫っている解体工事についても住民からの質問で説明会が行われる運びとなりました。

つきましては、以下の7点について、確認をお願いします。

- 1) 学士会館と新建築物のレイアウトについて
当マンションの目の前に110mの高層建築物が建つことになるが、ビル風・日照がどの様に影響するのか具体的に提示頂きたい。
- 2) 新築建築物の高さ(110m予定)について
当マンションは建築当初、環境アセス(98m)に配慮し97.6mに抑えて建築したが、新築建築物は既得権のある当マンションに対し、どの様に配慮されているのでしょうか。
- 3) バリアフリー対応について
新築建築物に計画されている遊歩道・広場は、色々な箇所かなりの段差があり、その配慮が全くされておりません。バリアフリーについての基本的な考えを示してください。
- 4) プライバシー対策について
当マンション西側には白山通りを挟んで、小学館社屋が建っています。小学館が建替えた時、プライバシーにご配慮頂き、窓の大きさを最小限に小さくして頂けました。当該新築建物は、当マンションのプライバシーにおいてどの様な配慮を頂けるのでしょうか。
- 5) 遊歩道について
北(神保町駅)から南(神田税務署)にかけてビルを突き抜ける遊歩道を計画されていますが、ビルの中を突き抜けるため死角が発生し防犯上好ましいとは思えません。
- 6) 景観の統一について
北側(神保町駅前)は近隣ビル(テラススクエアと神田スクエア)と同様にオープンスペースを広く取り、極力南側に寄せて町容を整えて頂きたい。
- 7) 手順手続き及びスケジュールの提示について
まだ検討中という説明が繰り返されていますが、決まってからでは調整ができません。現在は行政のどの部署とどのような条例に基づき手続きを行い、今後はどのような条例の手続きとスケジュールで行うつもりなのか、提示頂きたい。早いうちに話あえば、それだけ調整の余地が大きくなります。我々の不安が払拭されるまで十分な説明をした上で建築計画を決めて頂きたい。

以上

ご指摘した7点を議会でもご確認頂き、再開事業者との「実のある」話し合いの場を設ける様、区議会として要請して頂きたいとお願い致します。

- (注意) ※ 1 を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



(仮称)神田錦町三丁目 学士会館保存活用事業説明会

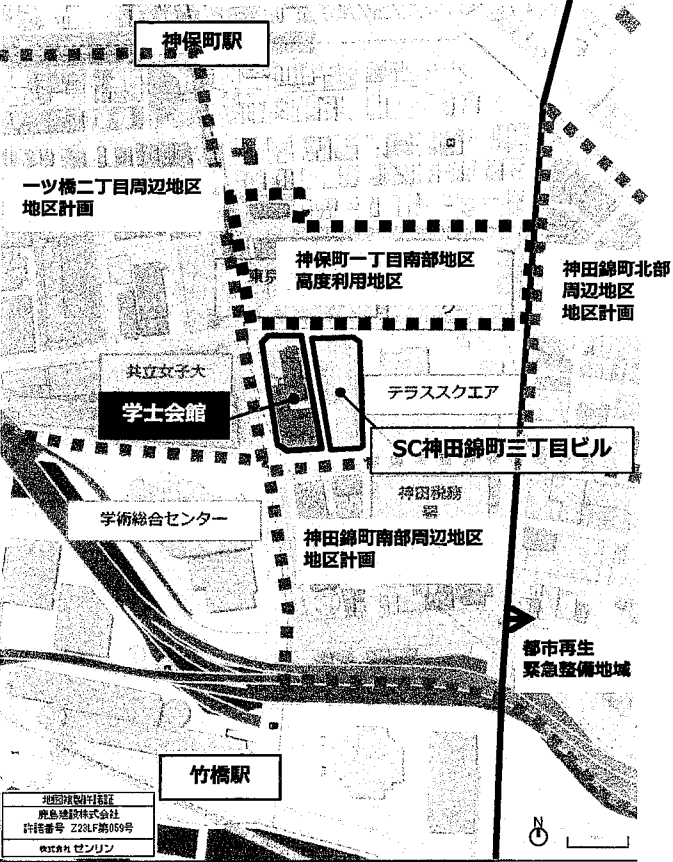
事業者 **一般社団法人学士会
住友商事株式会社**

事業協力者 **鹿島建設株式会社**

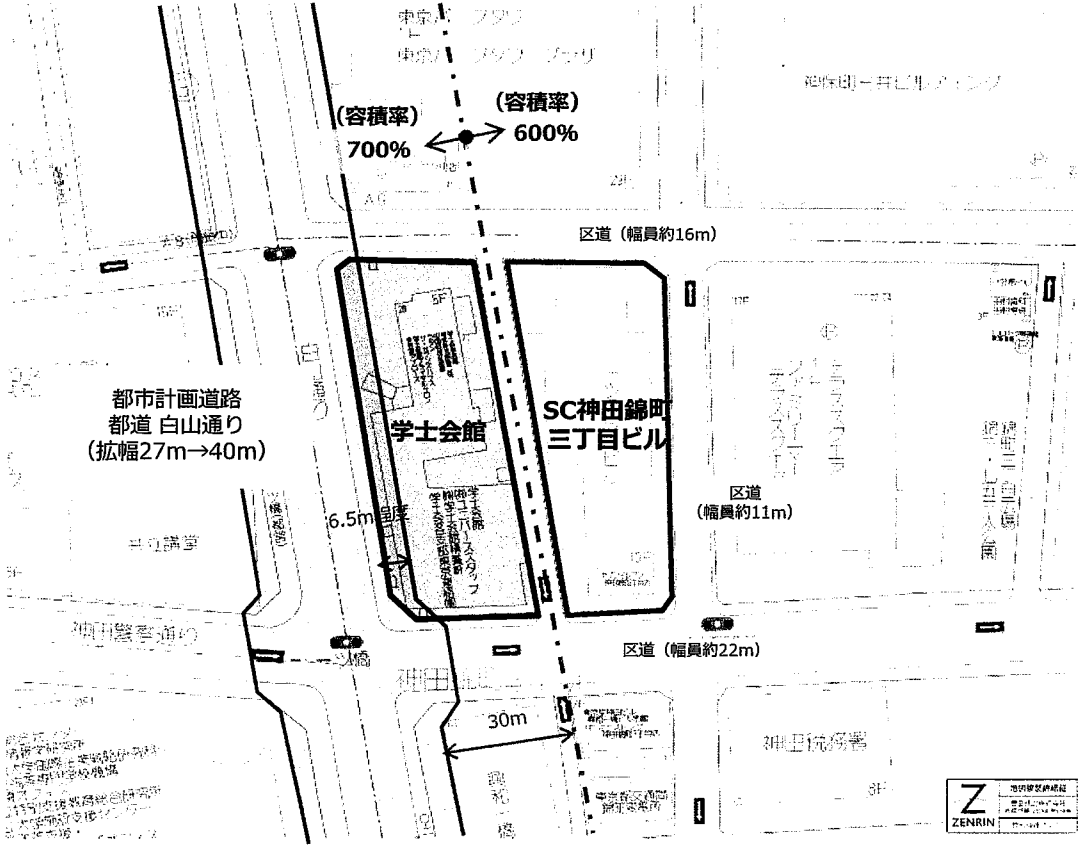
総合企画 **株式会社イム都市設計**

位置図

広域



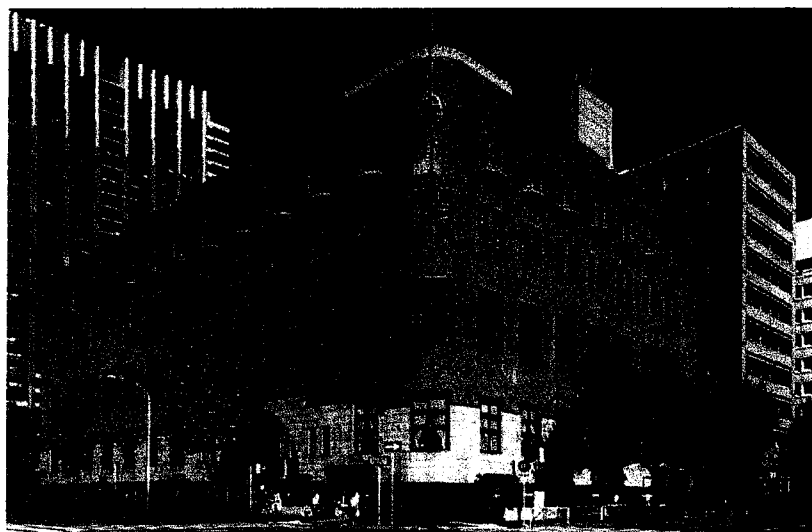
位置図



計画地の現況

学士会館

- 学士会館は、関東大震災後に建築された震災復興建築であり、旧館は1926年に着工、1928年に開業し、新館は1937年9月に増築開業した。（延床面積 旧館約5,700㎡、新館約3,640㎡）
- 旧館の建築を推進したのは、日本の耐震工学を確立した佐野利器であり、日本橋高島屋や帝国ホテル新本館などを手掛けた高橋貞太郎によって設計された。また新館は、藤村朗によって設計された。
- 2003年1月に国の登録有形文化財に登録され、歴史的価値を継承するために今後もこの学士会館を保存していく必要があると位置付けされている。



南西側から見た学士会館旧館



北西側から見た旧館（右）と新館（左）



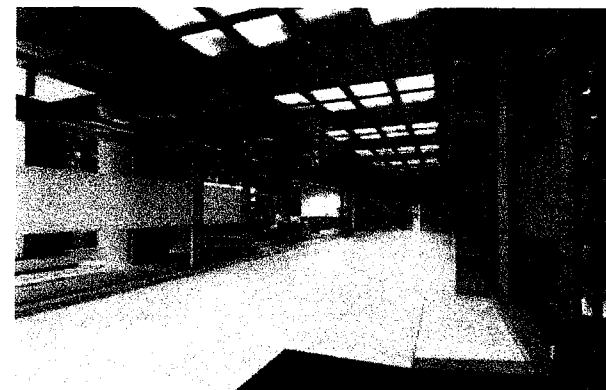
学士会館階段広間

SC神田錦町三丁目ビル

- SC神田錦町三丁目ビルは、1979年に竣工した地上11階・地下3階建て、延床面積約22,000㎡のオフィスビルである。
- 住友商事が土地・建物を取得し、現在は住友商事のグループ会社が主に複数のテナントとして入居している。



SC神田錦町三丁目ビル 外観



SC神田錦町三丁目ビル内観（エントランス）

まちづくりの観点から留意すべきもの

■「千代田区都市計画マスタープラン」における位置づけ

- ・ 神田錦町地域において、以下のまちづくり方針が示されている。

- ・ 落ち着いた風格ある景観
- ・ 多くの人が憩えるオープンスペース
- ・ 大規模災害発生時には、帰宅困難者を受け入れられる機能を持つ防災拠点

- ・ 白山通りと神田警察通りは、以下のまちづくり方針が示されている。

【白山通り】

- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 回遊性と滞留性を持たせた快適な歩行空間
- ・ 緑の骨格として重点的な緑化

【神田警察通り】

- ・ 緑豊かで歩行者や自転車などの移動しやすい環境
- ・ 回遊動線を強化

■「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」における位置づけ

- ・ 計画地は「歴史・学術ゾーン」に区分され、以下のまちづくりの方針が示されている。

- ・ 道路から人の気配が感じられるような沿道空間の設え
- ・ コーナー広場の形成
- ・ 緑や歩行空間の面的なネットワーク
- ・ 地域の歴史や文化を象徴するデザインの尊重

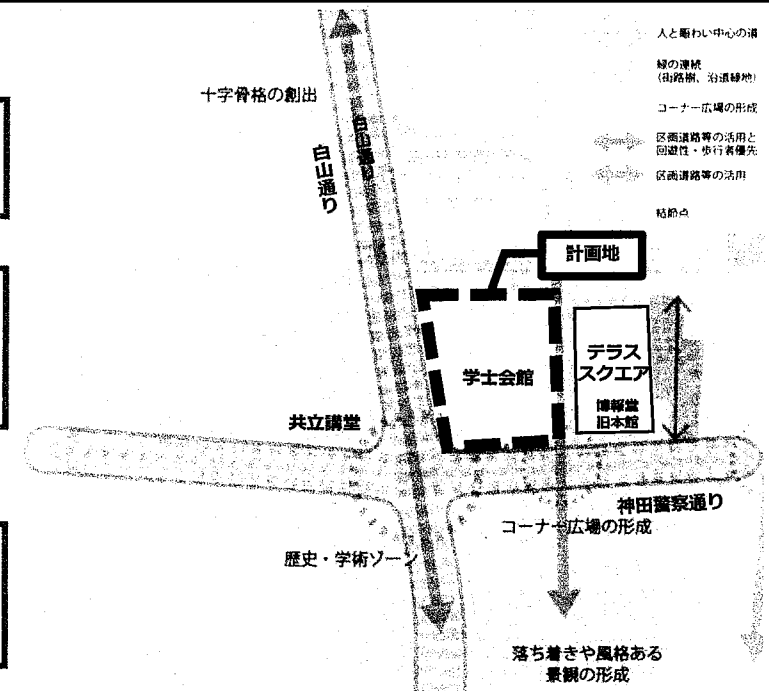
■「千代田区界隈別・重点地区景観まちづくりガイドライン」における位置づけ

- ・ 計画地周辺は、以下の景観まちづくりの方向性が示されている。

- ・ 景観資源を保全、活用
- ・ 景観資源を結ぶ歩行路のネットワーク
- ・ にぎわいと風格をもった街路景観

■「都市開発諸制度」における位置づけ

- ・ 地域の活力やにぎわいを生み出す機能集積を誘導し、生活や就業の場として、地域における拠点性を高めていく「活力とにぎわいの拠点地区群」
- ・ 地域特性を最大限活用し、地域の魅力を一層向上させる機能として、育成用途の設置が必須



景観まちづくりにおいて重要な建物



学士会館
国登録有形文化財に登録



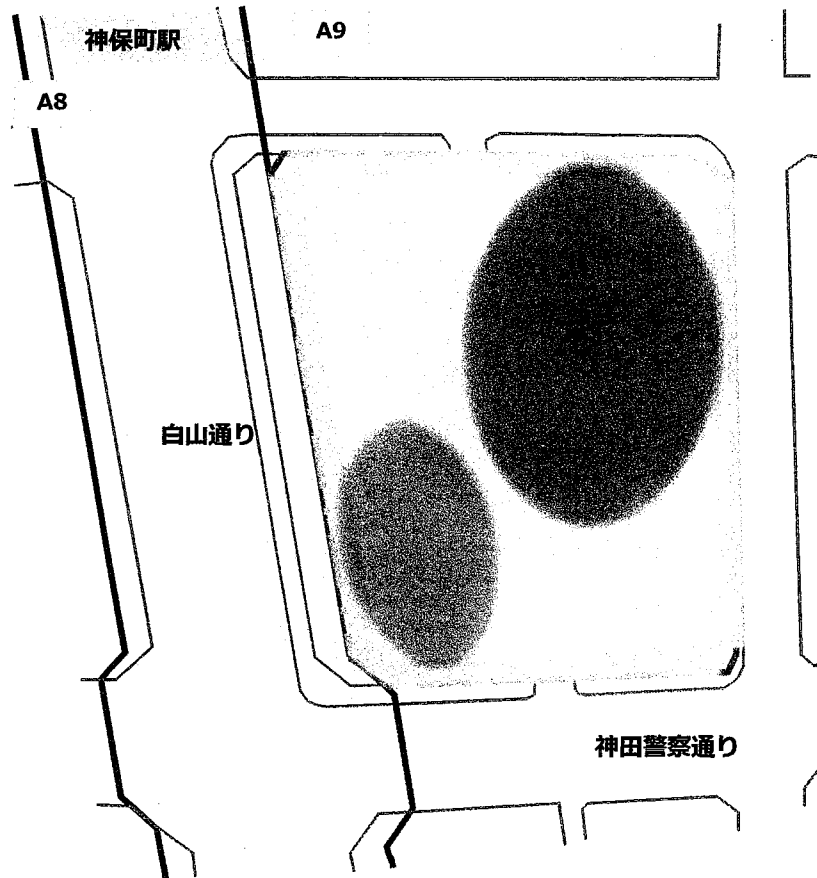
共立講堂
千代田区景観まちづくり
重要物件に指定



博覧堂旧本館
デラックススクエアの開発によって
外観を一部復元(2015年4月竣工)

本開発によって実現するもの

■整備イメージ



歴史的建造物である学士会館の保存

- 国の登録有形文化財である学士会館の旧館を曳家保存することで、隣接する共立講堂、博報堂旧本館とともに歴史を感じさせる風格ある街並みを形成する。



オープンスペースの整備

- 計画地内に北西から南東に連続するオープンスペースを設けることで、神保町駅から神田警察通りへと賑わいを誘導するとともに、歩行者ネットワークを形成し地域の回遊性向上を図る。



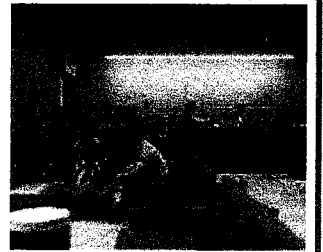
緑のネットワークの形成

- 街路樹と調和した沿道緑地を確保することで、緑のネットワークを形成し、良好な景観形成を図る。



賑わい創出・防災性向上に貢献する施設

- 学士会館との親和性に配慮しながら、地域の拠点となる付加価値の高い施設を整備することで、日常的な人の往来を生み出し、地域の賑わい創出を図る。
- 災害時の帰宅困難者受け入れにも対応できる防災機能を備える。



事業スケジュール（予定）

令和6年初旬	学士会館保存活用事業説明会
令和6年春頃	SC神田錦町三丁目ビル 解体工事説明会
令和6年夏頃	SC神田錦町三丁目ビル 解体工事着手
令和6年末頃	学士会館閉館
令和7年初旬	早期周知説明会 (千代田区建築計画の早期周知に 関する条例)
令和7年春頃	中高層説明会 (東京都中高層建築物の建築に係る 紛争の予防と調整に関する条例)
令和7年夏頃	新築工事説明会
令和7年秋頃	新築工事着手
令和11年度	竣工

【本計画に関するお問合せ先】

東京都新宿区西新宿6-24-1

西新宿三井ビル15階

株式会社イム都市設計

電話 03-6304-5588

担当 三反（さんだん）

(07) x 6 x 2

(仮称)神田錦町三丁目 学士会館保存活用事業説明会

事業者 一般社団法人学士会
住友商事株式会社

事業協力者 鹿島建設株式会社

総合企画 株式会社イム都市設計

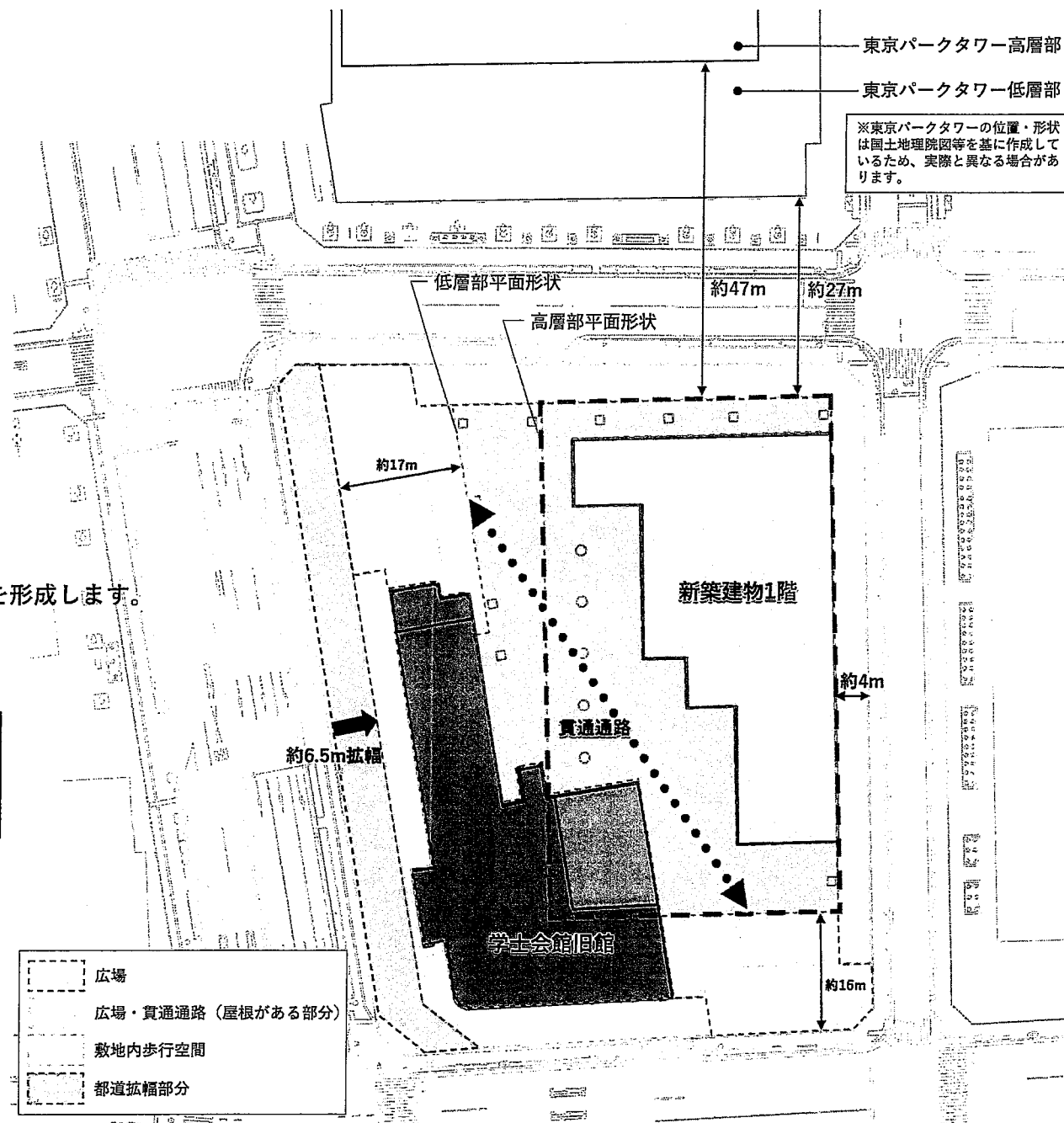
2024年 4月 8日

土地利用概要

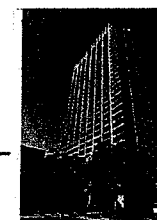
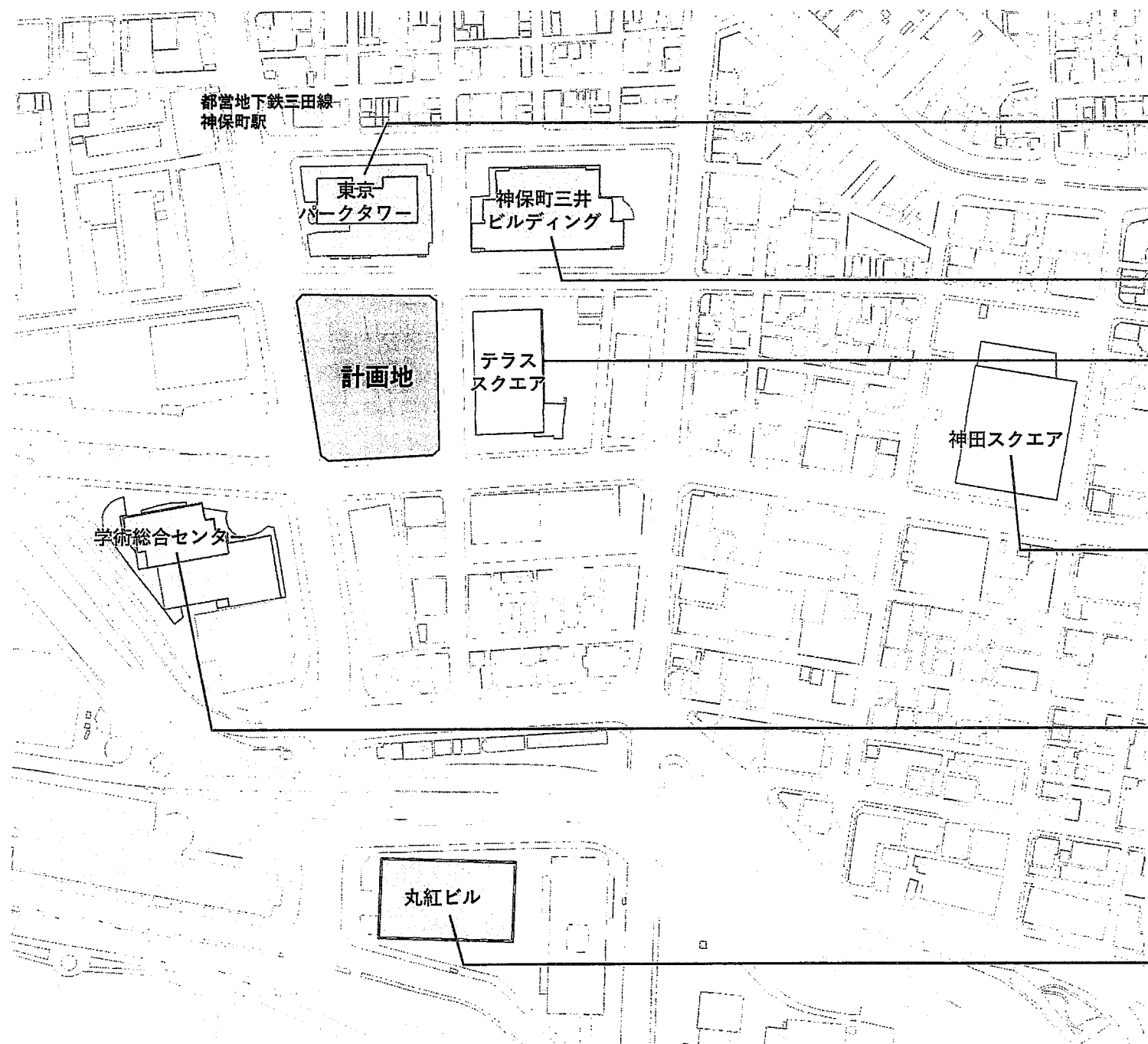
- 1 地域を象徴する歴史的建造物である
学士会館旧館を保存します。
- 2 地域の皆様の憩いの場となる広場を
敷地北西・南東の2か所に整備します。
- 3 2か所の広場をつなぐ貫通通路の整備により、
ゆとりあるオープンスペースをつくります。
- 4 敷地外の街路樹には手を加えることなく、
敷地内歩行空間等の整備により、良好な沿道環境を形成します。

建物概要

規模：約65,000㎡
階数：地上21階、地下2階
高さ：約110m



周辺地域の高層建物



東京パークタワー

規模	48,243.12㎡
階数	地上29階、地下3階 塔屋2階
高さ	104.79m



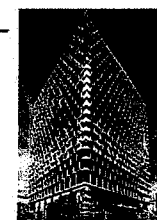
神保町三井ビルディング

規模	88,648.82㎡
階数	地上23階、地下3階 塔屋2階
高さ	108.30m



テラススクエア

規模	52,836.84㎡
階数	地上17階、地下2階 塔屋2階
高さ	89.57m



神田スクエア

規模	85,257.33㎡
階数	地上21階、地下1階 塔屋2階
高さ	120.775m



学術総合センター

規模	42,314.35㎡
階数	地上23階、地下2階
高さ	109.1m



丸紅ビル

規模	80,099.47㎡
階数	地上22階、地下2階 塔屋3階
高さ	111.9m

【本計画に関するお問合せ先】

東京都新宿区西新宿6-24-1

西新宿三井ビル15階

株式会社イム都市設計

電話 03-6304-5588

担当 三反（さんだん）

陳情書入力フォーム(個人用)

陳情

2024 年 06 月 20 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき

様

件 名 送付6-22陳情に対する追加の資料

陳情者 氏名

名)

〒

住所

電話

理 由

送付6-22陳情「学士会館再開発計画において近隣住民と実のある話し合いの場を求める陳情」の論議をありがとうございます。

6/11環境まちづくり委員会に傍聴参加したところ、報告事項(3)として「特別区道第836号の廃止について」があげられました。
その参考資料として一般社団法人学士会 建築部会からの「(仮称)神田錦町三丁目共同開発＝学士会館の再開発」についてが、添付されております。

「各広場の機能イメージ」には、配置図や(ピロティ状の)回遊動線など、素敵なイメージのみから構成されていました。
近隣住民が一番問題視している新築棟の立面図、日影図が含まれておりません。

4/19陳情時には、明らかになっていなかった、以下の資料を追加提出いたします。

・追加資料1

東京パークタワー様向け配置図・立面図
(5/13イム都市設計から提供)

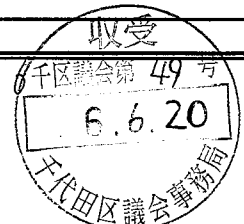
・追加資料2

冬至時の計画ボリュームと現況ボリュームの東京パークタワー壁面日影図
(5/28説明会資料から抜粋)

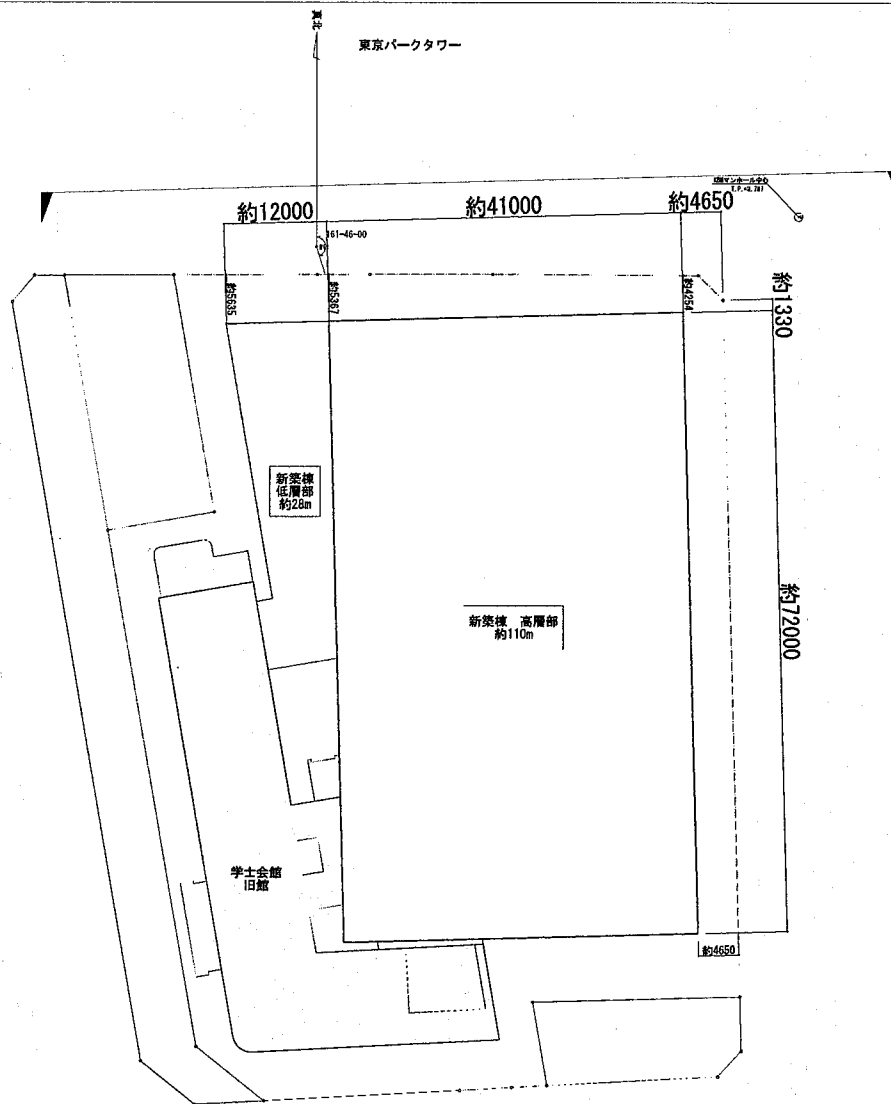
この追加資料を参照いただくと、陳情の新建築物の高さ、レイアウト(日照)、プライバシーに対する問題点を実感(論議)いただくと確信しております。

本陳情の論議の継続をお願いいたします。

- (注意) ※ 1 を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



追加資料 1 東京パークタワー様向け配置図・立面図

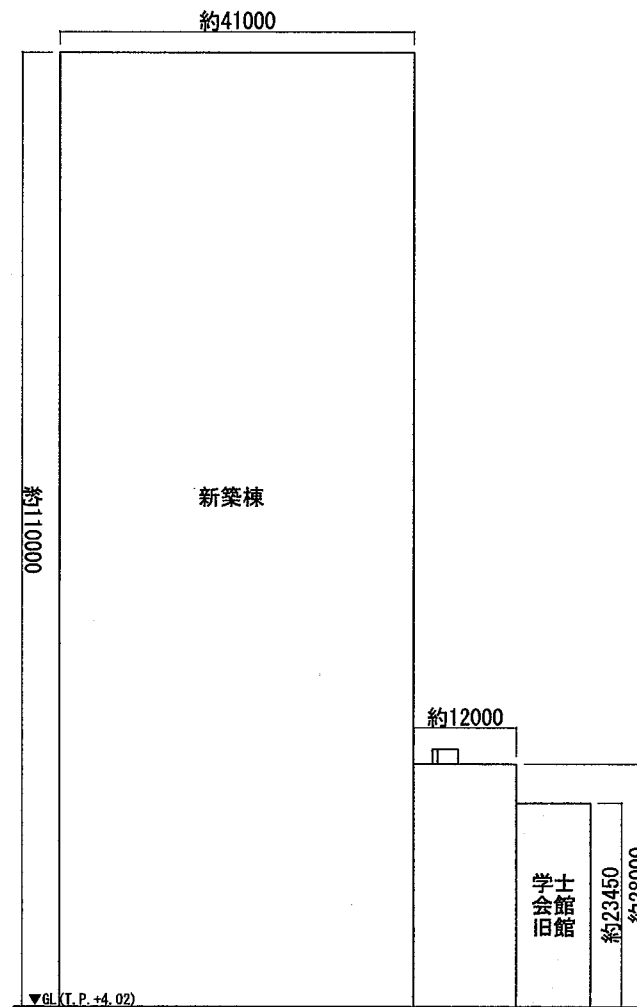


真北測定調査	
測定方法	トランシットによる太陽観測
測定場所	北緯 35度41分37秒 東経 139度45分32秒 (±2.6, 0.00の地形面より読み取り)
測定年月日	令和4年12月18日
	均時差 +4分12.7秒
	視緯線 -23度24分18.0秒
	南中時刻 11時37分53秒

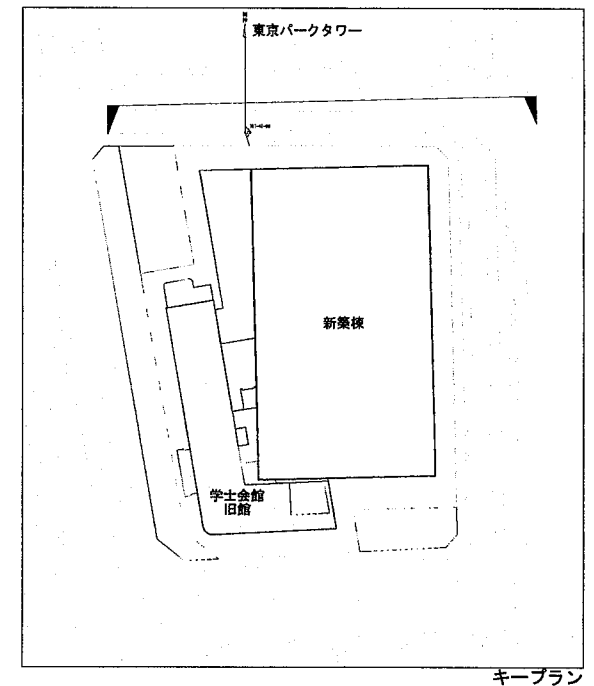
※本図面の標高につきましては、基標番号 神 (3) T. P. 2.9901m
を基準にしています。

本計画図は現時点での想定に基づき計画の概略を示したものです。
今後、計画の条件整理及び推移、関係者間協議や官公庁許認可協議により、内容が変更となる場合があります。

配置図 scale 1:300 (A1)



北側外形立面図 scale 1:600 (A3)



(仮称)千代田区神田錦町三丁目計画 説明会

目 次

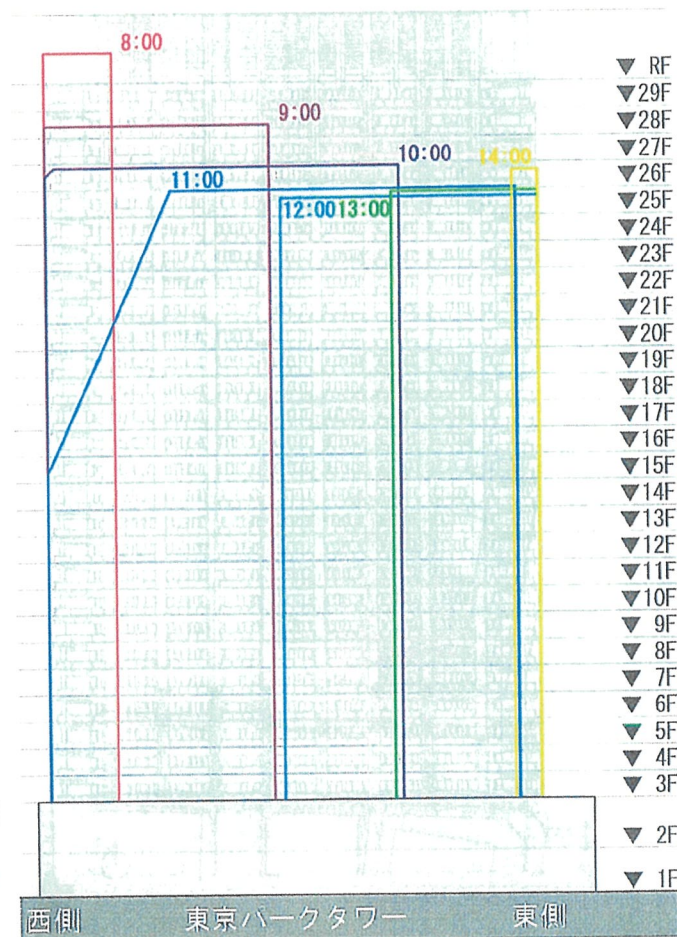
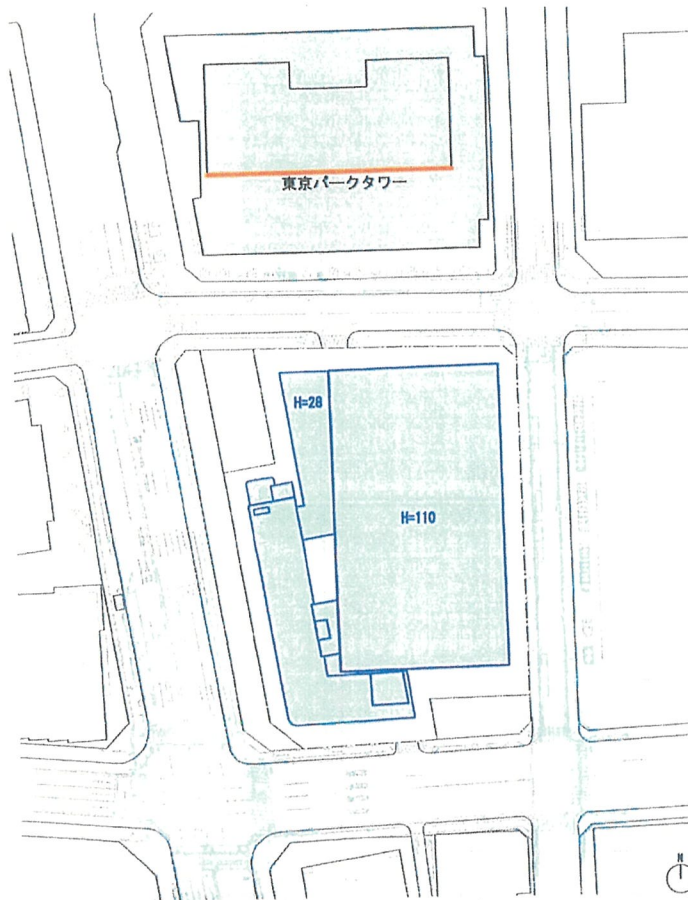
事業者 一般社団法人学士会
住友商事株式会社
事業協力者 鹿島建設株式会社
総合企画 株式会社イム都市設計

2024年5月28日

- ①計画による時刻別壁面日影図
(冬至・春秋分・夏至)
- ②複合による時刻別壁面日影図
(冬至・春秋分・夏至)
- ③ 現 況 ・ 壁 面 日 影 図
(冬至・春秋分・夏至)
- ④ 東 側 壁 面 図
(複合/現況 冬至・春秋分・夏至)
- ⑤ 南 側 立 面 図 重 ね 図
- ⑥ 離 隔 図
- ⑦ 風 環 境 予 測
- ⑧ 広 場 検 討 経 緯 について

計画ボリューム 東京パークタワー壁面日影図(冬至) S=1/600

※本計画建物の影響のみによる日影図(テラススクエア等の周辺建物の影響は考慮していない。)



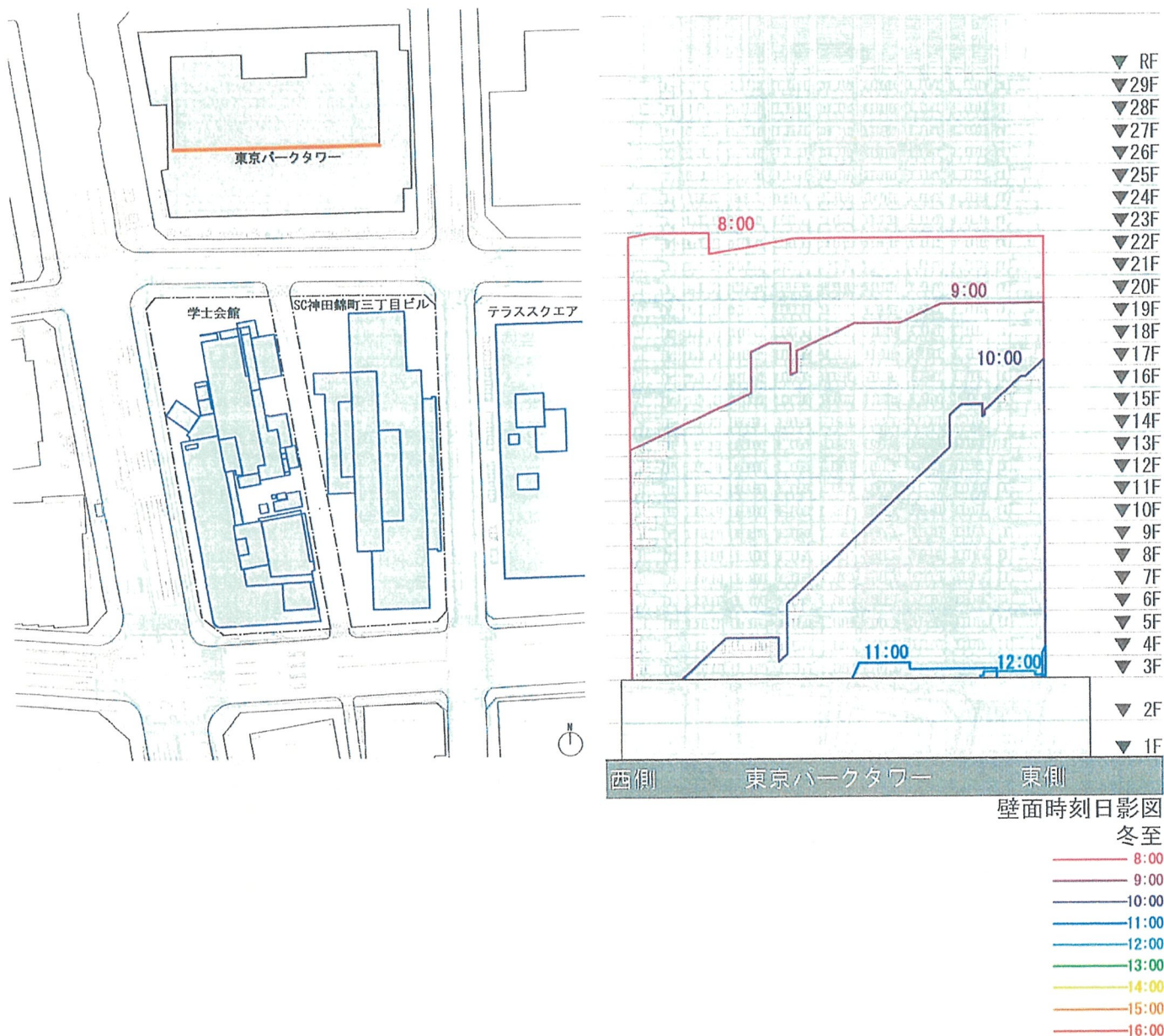
- ▼ RF
- ▼ 29F
- ▼ 28F
- ▼ 27F
- ▼ 26F
- ▼ 25F
- ▼ 24F
- ▼ 23F
- ▼ 22F
- ▼ 21F
- ▼ 20F
- ▼ 19F
- ▼ 18F
- ▼ 17F
- ▼ 16F
- ▼ 15F
- ▼ 14F
- ▼ 13F
- ▼ 12F
- ▼ 11F
- ▼ 10F
- ▼ 9F
- ▼ 8F
- ▼ 7F
- ▼ 6F
- ▼ 5F
- ▼ 4F
- ▼ 3F
- ▼ 2F
- ▼ 1F

壁面時刻日影図
冬至

- 8:00
- 9:00
- 10:00
- 11:00
- 12:00
- 13:00
- 14:00
- 15:00
- 16:00

現況ボリューム 東京パークタワー壁面日影図(冬至) S=1/600

※本敷地内現状建物及びテラススクエアの影響のみによる日影図(テラススクエア以外の周辺建物の影響は考慮していない。)



環境まちづくり委員会 送付 6－23

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書

受付年月日 令和 6 年 4 月 23 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 4 月 23 日

千代田区議会
議長 秋谷こうき 殿

異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書



区議の皆様には、日頃より区民の為に尽力いただきありがとうございます。
4月9日の夜から4日間、千代田区は神田警察通りの整備事業Ⅱ期工事区間の健全なイチョウ11本を伐採しました。

現在、下記のような状況であり、伐採することの正当性に大いに疑問があります。また、工事前から木のそばにいた住民を規制テープでぐるぐる巻いて威嚇する行為は常軌を逸しています。更に、区および事業者は、伐採を急ぐあまり住民のすぐ近くの頭上で伐採を行いました。これは、非常に危険なことです。

区議会の皆様には、伐採に至った経緯や伐採現場で起こった状況をご確認の上、ただちに工事を中止するように区へ働きかけて頂きたい、よろしくお願い致します。

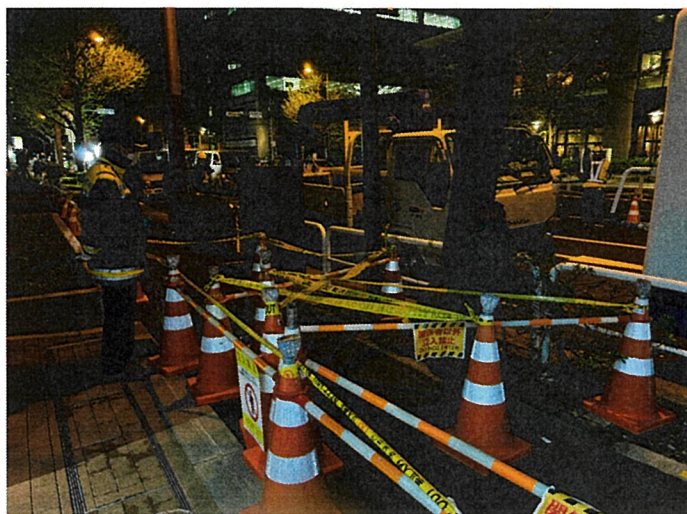
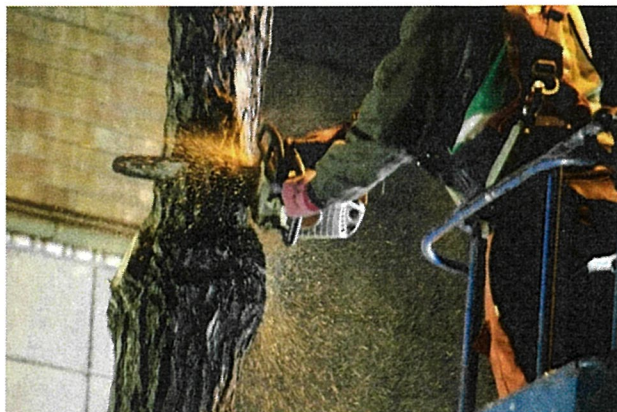
(現在の状況)

1. 住民訴訟中であること
2. 当契約が締結された時の企画総務委員長は逮捕された区議であり、契約の公正性について十分に検証されていないこと
3. 立入禁止の仮処分について住民側が異議申し立て中であること
4. 多くの陳情が審議中であること

以上



添付資料 1



「異議申し立て中の神田警察通りイチョウ伐採についての陳情書」追加資料

2024年4月9日から4日間にわたって伐採が行われましたが、特に4月11日、12日の作業において安全面に懸念があったことについてご説明いたします。

1. 住民の頭上での伐採行為について

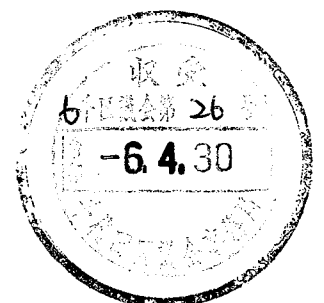
- ・事業者等は、元々、木のそばにいた住民の周りをコーンやテープで囲って作業帯を作り、住民がその作業帯を出たタイミングで伐採を行いました。
- ・作業帯の外ではあるものの、非常に近い距離に住民がいる中で伐採作業を行ってりました。高所作業車のバケットが住民の頭上あたりに来るようなこともありました。
- ・高所作業車のバケットに積んだ材木の下に住民がいたことになります。「土木工事安全施行技術指針」では、移動式クレーン作業中は、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立ち入りを禁止しています。実際には、高所作業車のバケットに伐採した木を積んでいましたが、同様に落下の危険がありました。

(写真資料 2 参照)

2. 安全な距離の確保と隔離する方法について

- ・樹木を伐採する作業場所との安全距離について、労働者に関しては「労働安全衛生規則」第四百八十一条に立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側に入らないように定められています。
- ・今回は道路であって十分な距離を確保することは難しいものの、安全施行を確保するために、どのような施行計画になっていたのでしょうか。労働者ではないものの、住民は伐採された木から 2m 以下という近距離にいました。
- ・伐採時に使用していたチェーンソーは手元に固定されていませんでしたが、落下を防ぐために何かしらの工夫がなされていたのでしょうか。
- ・住民と作業場所の間に大きなネットを使用していましたが、それは安全確保にならないと思われます。伐採した木が倒れたり、チェーンソー等の工具が誤って落下した場合は効果が無いように感じました。ネットとネットの間に隙間がある所もありました。作業場所と人のいる場所は所定の隔離距離が必要なのではないでしょうか。

(写真資料 2, 3 参照)



参考 1) 「土木工事安全施行技術指針」

第 1 章 総則 第 3 節 施行計画

1. 施工計画の作成

(1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（構造物条件、技術的特性、自然条件、社会的条件、マネジメント特性等）を考慮し、安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。

(2) 関係機関等との協議・調整が必要となるような工事では、その協議・調整内容をよく把握し、特に工事の安全確保に留意すること。この場合、当該事項に係わる内容は、一般的に 工程計画の立案に際して制約条件となるので、よく把握すること。特に、都市内工事にあつては、第三者災害防止上の安全確保に十分留意すること。

(3) 現場における組織編成及び業務分担、指揮命令系統が明確なものであること。また、災害等非常時の連絡系統も明記しておくこと。

(4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、工程計画、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。

(5) 使用機械設備の計画・選定にあたっては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。

(6) 工事による作業場所及びその周辺への振動、騒音、水質汚濁、粉じん等を考慮した環境対策を講じること。

(7) 工程は、工事の実施に必要な準備、後片付け期間まで全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、工事に従事する者の休日、天候その他やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を十分考慮して作成すること。

第 4 章 機械・装置・設備一般 第 5 節 移動式クレーン作業

8. 立入禁止場所の指定、標識類の設置

(1) 移動式クレーン作業中は、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所への人の立入りを禁止すること。

(2) 立入りを禁止した場所には、看板、標識等を設置し、作業員等に周知させること。

参考 2) 労働安全衛生規則 第八章 伐木作業等における危険の防止

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

参考 3) チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 安衛則第 481 条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。

イ 同条第 1 項に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

ウ 同条第 2 項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの 2.5 倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。

エ 安衛則第 477 条第 1 項第 1 号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ 安衛則第 479 条第 2 項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

テラススクエア前



木陰で信号待ちする人



イチョウが織り成す緑蔭

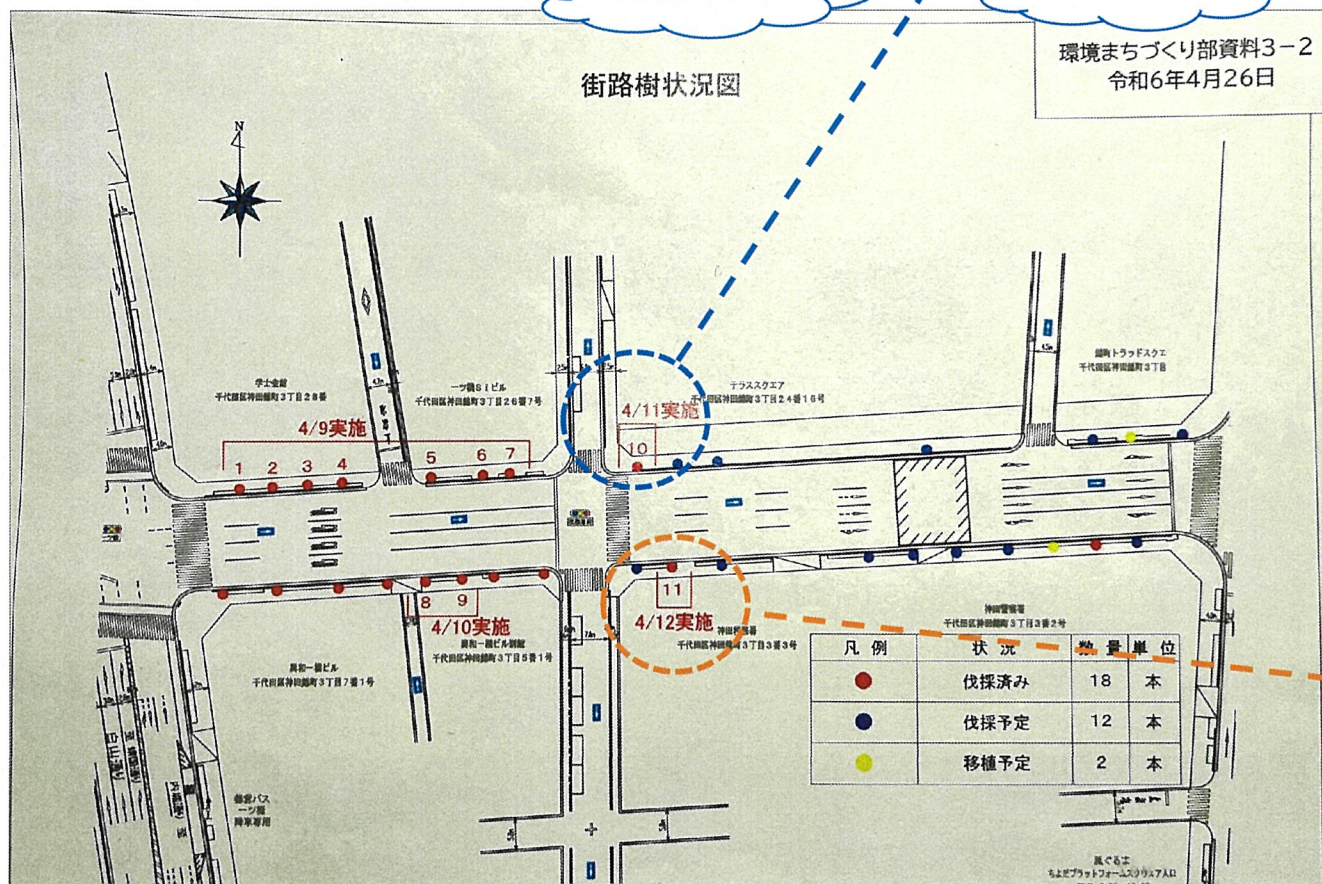


神田税務署前



街路樹状況図

環境まちづくり部資料3-2
令和6年4月26日



2024 年 4 月 11 日(木)

テラススクエア前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の 10 番の木を伐採)

12 日未明(午前 1 時 30 分頃)、住民が木から離れて 10 分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子

千代田区 - 神田錦町
4月12日 1:54 編集



高所作業車のバケットが頭上に。
伐採した枝が頭上を通過し、
テラススクエア前の桜にあたり、
桜の花びらが舞っている

2024 年 4 月 12 日(木)

神田税務署前 (4/26 環境まちづくり部資料 3-2 の 11 番の木を伐採)

午後 11 時 15 分頃、住民が木から離れて 20 分後に伐採を開始

作業帯の外にいた住民が撮影した様子



4月12日
23:38

編集



住民たちは税務署の玄関に立っており、木との距離が 2 メートルもない中で伐採が行われた。



ネットでは伐採した木やチェーンソー等の工具が落下しても防げない。また、ネットとネットの間に隙間もあった。



環境まちづくり委員会 送付 6 - 25

千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 5 月 23 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

令和 6 年 5 月 23 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について、東京都と同様、
附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けることを求める陳情

区議会議員の皆さまには日頃より区民のために活動され、区民のための政策を提案され実現されていること区民として感謝申し上げます。

さて、陳情の趣旨ですが、千代田区「道路の移動等円滑化の基準」の歩道の有効幅員について東京都と同様、附則に「やむを得ない場合」の経過措置を設けていただくことであります。

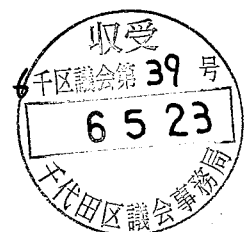
平成 25 年 3 月 8 日の企画総務委員会において、「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例」の審議が行われましたがその議事録を基に申し上げます。まず、担当課長より大要以下の 3 点について説明がなされています。

- ① 国の法改正に伴い道路管理者である区は国の基準を参酌して条例を定めること
- ② 具体的な道路の幅員等については今回の条例に基づいて規則で定めること
- ③ 移動等円滑化基準についても東京都と同様に国の基準を参酌し定めること

と。(平成 25 年 3 月 8 日の企画総務委員会議事録 117) つまり、区道に関する条例及び規則は国の参酌基準に基づいて東京都と同様に定めていきたいということです。

そして、「道路の移動等円滑化の基準」についてです。

国の参酌基準に基づいて東京都と同様に定めることは変わりません。具体的な歩道の有効幅員については、質疑の中で担当部長が述べています。「バリアフリーの特定道路についてはやむを得ない場合という言い方になって、・・・今回は、基本的にはバリアフリーのいろいろと都心も含めて基準を作っている東京都の基準に合わせて」いますと。(同議事録 156) この「やむを得ない場合」の記述は東京都の「都道における移動等円滑化の基準に関する条例施行規則」の附則(経過措置)の 2 にあります。「市街化の状況やその他の特別な理由によりやむを得ず第三条第一号に規定する有効幅員を有する歩道を設けることができない場合において一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間については当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を 1.5 メートルまで縮小することができる」と。調べてみると国も同様の経過措置規定があります。



千代田区の移動等円滑化の基準（「千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則」の第3章）にはこの「やむを得ない場合」の経過措置の規定がありません。国の基準を参酌し、また東京都と同様にと説明しながら規定しなかったのはどうしてでしょうか。委員会ではこの参酌するという点について質疑がなされています。そして、委員長は国の基準を参酌するということでもいいですねと執行機関に改めて確認した上で条例の採決に入っており、委員全員賛成で可決成立した意味は大きいと思います。条例の委任を受けて規則を定めるとしながら経過措置規定が入っていないのは大きな瑕疵ではないでしょうか。

そこで、「道路の移動等円滑化の基準」に一日も早く東京都と同様の「やむを得ない場合」の経過措置規定を設けることを要望いたします。

以上、陳情いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

添 付 書 類

1. H25. 3. 8 企画総務委員会の議事録
2. 千代田区道路構造に関する条例施行規則（移動等円滑化の基準）

113:

○戸張委員長 挙げたよね。

賛成全員でございます。よって、本案は賛成全員で可決すべきものと決定しました。

引き続き、議案第21号、千代田区立住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

114:

○戸張委員長 はい。賛成全員でございます。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、千代田区営住宅条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

115:

○戸張委員長 効率的に行きます。木村正明委員以外は、全員賛成でございます。よって、本案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

休憩します。

午後4時08分休憩

午後4時20分再開

116:

○戸張委員長 それでは、委員会を再開いたします。

引き続き、議案の審査に入ります。

議案第23号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の審査に入ります。

説明をお願いします。

117:

○笛木道路公園課長 それでは、A3判のまちづくり推進部資料2に基づき、法改正に伴う千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

道路の構造等につきましては、これまで道路法や道路構造令、移動等円滑化法等により、全国一律に定められてきましたが、今般の法改正に伴い、道路管理者である地方公共団体が国の基準を参酌して定めることになりました。

条例案全体の構成としましては、1. 道路の構造に関する基準、2. 移動等円滑化のための道路構造基準、3. 道路標識の寸法に関する基準、4. 有料駐車場の標識の設置基準の4項目があり、総則を入れますと、章立てとして5項目、63条の構成となります。

まず初めに、1. 千代田区道の道路構造に関する基準について説明いたします。

これまでは、政令の道路構造令により全国一律に定められていたものです。区条例案では、第3条から第6条まで、34の条文となります。概要は道路の新築や改築時における構造の基準を示すもので、具体的には、道路を構成する歩道や車道の幅、

車線数、舗装などのほか、専門的な数値である設計速度、設計交通量なども含めて定めるものです。そのため、各項目の基本的な考え方については条例で定めるものとし、専門的な数値、規定等は、条例の委任を受け、規則で定めたいと考えています。参考資料として、条例と規則の対照表を添付しております。

また、道路構造は、これまでの長年の経験や研究等により積み重ねてきた部分や、道路は国道・都道など連続的につながる施設であること、また、道路の管理は、道路管理者のほか警察など交通管理者もかかわっていることから、基本的には、これまでどおり国の参酌基準と同様の基準にしたいと考えております。

その中でも、千代田区の特性を踏まえて、国の参酌基準と異なる事項について資料の表に示しましたので、説明させていただきます。

まず、歩道幅員についてですが、国の参酌基準では、歩行者の多い道路は3.5メートル、その他の道路は2メートル以上としています。都の基準では、その他の道路は原則として2メートル以上としています。区の基準としましても、都の基準と同様に、原則として2メートル以上としたいと考えております。

理由としましては、現在、区道の歩道の大部分は2メートル以上を確保しておりますが、一部2メートルを欠ける部分があり、今後の道路改修等においても、地形の状況や敷地状況、交通状況等から歩道拡幅が難しい部分があるため、原則2メートルとしたいと考えております。

次に、縦断勾配についてですが、縦断勾配とは、資料の真ん中の絵の左側に示すように、道路の坂道の勾配のことです。参酌基準では最大12%以下となっており、この数値が大きいほどきつい坂道ということです。都の基準は、国の参酌基準と同じですが、区の基準案では、地形の状況、その他やむを得ない場合は、この限りではないといたしました。

理由としましては、実際に千代田区内の坂道の中で、地形の状況により12%以上の坂道が数箇所あり、今後の道路改修等でも是正することは難しいと考えるからです。

次に横断勾配ですが、これは右の絵に示すとおり、道路を横断面で切った場合とすると、歩道などに水たまりができないようにするためにつける勾配です。国の基準は、歩道は2%を標準としていますが、都の基準は1%を標準とし、やむを得ない場合は2%を標準としています。区でも、都基準と同じで考えています。

理由としましては、現在、都や区では、歩道の舗装は原則として透水性の舗装を採用しています。そのため、1%でも歩道の水たまりができにくく、また、勾配が小さいほうが、車椅子などの横滑りなどを抑えるなど歩行者に優しいことから、1%を標準として定めたいと考えております。

続きまして、2. 道路の移動等円滑化基準、条例案第37条から61条について説明いたします。

移動等円滑化とは、障害者や高齢者等が安全に移動できるよう、道路のバリアフリー基準を定めるものです。対象となる道路は、特定道路と申しまして、平成15年に策定しました千代田区交通バリアフリー基本構想で規定している、駅と公共施設等を結ぶ道路で、区道では約18キロが指定されています。この特定道路は、基本構想に

基づき、歩道の段差解消や勾配の緩和、点字ブロック等の整備を行う道路です。

資料2は、一例として歩道の縦断勾配と横断勾配の基準を載せております。移動等円滑化基準につきましては、高齢者や障害者等が道路によって違和感のないよう、統一された基準が望ましいと考えております。そのため、都と同様に、国の参酌基準と同様で定めていきたいと考えています。

次に、右に行きまして、3. 道路標識の寸法に関する基準です。条例第62条について説明させていただきます。

道路標識には、案内標識、警戒標識、規制標識の3種類があります。また、道路管理者が定めるものと、交通管理者である警察が定めるものがあります。今回、道路法第45条第3項の委任により道路管理者が定めるものは、このうち案内標識と警戒標識であり、その中でも、標識に記載する字の大きさと標識自体の大きさの二つに関するものであります。

例に示すように、平成通りなどの通り名を示す案内標識の文字の大きさと、右の図のような車線数減少などの警戒標識の標識自体の大きさを定めるものです。

表に示すとおり、案内標識の文字の大きさについては、国の参酌基準では、ローマ字にあっては日本語表記の2分の1の値とされていますが、都の基準では、2分の1または3分の2の値としており、3分の2を追加しております。これは字が大きいほうが見やすいためです。なるべく見やすい標識とすることから、区の基準も都と同じ基準にしたいと考えています。

次に、警戒標識の寸法についてです。都の基準では、3分の2まで縮小することができます。例に示すように、主な警戒標識の寸法は45センチ×45センチの寸法ですので、3分の2となると、30センチ×30センチと小さくなります。都心の道路などでは、限られた道路空間を有効に活用するため、小さな標識の必要性がありますので、これについても都の基準と同様で定めたいと考えています。

最後に、4. 有料駐車場の利用に関する標識、条例案第63条について説明いたします。

これは区が道路管理者として道路上に設置する自動車駐車場や自転車駐車場について、利用者にわかりやすい標識を設置することを規定するものです。

表に示すとおり、表示事項としては、駐車料金や駐車できる時間、料金の徴収方法等を表示し、設置場所は利用者の見やすい場所に設置するということを定めるものです。現在、区道上には自動車の駐車場はありませんが、秋葉原に二輪オートバイの駐車場が1カ所、10台ほどあります。

参考にその標識の設置例を載せておりますが、これは国の参酌基準に基づき設置しているものでございます。そのため、当基準につきましても、国及び都と同様の基準で定めたいと考えております。

以上、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○戸張委員長 はい。非常にわかりやすい説明でした。ありがとうございました。

質疑ありますか。

118:

- 小林たかや委員 道路構造の基準のところで、ちょっと触れていないところなんですけど、縁石の部分というのはどういう扱いをしているのか教えてください。 119:
- 笹木道路公園課長 縁石につきましても、このたびの条例の中に規定しておりまして、条例では縁石を設けるということで、道路と歩道の間には縁石を設けるということで、そういったことでの条文なんですけども、高さだとか、そういった特に構造的な基準は規則で定めるということで、今ですね…… 120:
- 戸張委員長 いや、縁石はどういうふうに含まれるのかという話だよ。（発言する者あり）うん、そのメーターとか、あるじゃないの。縁石の部分はどのようなはかり方をしているんですかというのが質問。 121:
- 笹木道路公園課長 はかり方ですか。（発言する者あり） 122:
- 戸張委員長 うん。 123:
- 笹木道路公園課長 あ、2メートルに入ります。歩道の場合。（「えっ」と呼ぶ者あり） 124:
- 戸張委員長 2メートルに含むということね。 125:
- 笹木道路公園課長 含むということです。（「縁石は含まれるんだ」と呼ぶ者あり） 126:
- 戸張委員長 含まれる、数字に。 127:
- 笹木道路公園課長 歩道に含まれます。 128:
- 小林たかや委員 縁石。 129:
- 戸張委員長 うん。 130:
- 小林たかや委員 そうすると、縁石によって歩道は狭くなるという解釈でよろしいんですね。 131:
- 戸張委員長 そうしたことだね。 132:

○小林たかや委員 それがいいろいろな問題になっているんですけどね。要するに車椅子、前の……

133:

○戸張委員長 そういうことか。

134:

○小林たかや委員 富士見の話でもあったんですけども、縁石が設置されて、道路幅を2メートルとりたいと。だけど縁石があるおかげで2メートルを切ってしまうというようなところの問題に対しては、今回のこの基準の中では取り上げていないと。全くその部分は考えていないんですか、区は。

135:

○笛木道路公園課長 縁石も歩道に含まれます。それで2メートルということで、最低の基準ということで、それは定めております。今回、2メートル以上ということで、実際には、区道の歩道の設置してあるところでは、2メートルというのは、今、改修時はできるだけ広くとるようにしております。（発言する者あり）

136:

○戸張委員長 いい。
副委員長。

137:

○小枝副委員長 この問題、非常にわかりにくいんですけども、この道路構造の国の参酌基準がそもそも2メートル以上というふうになっていて、もともとそうだったわけですよ。ということは、千代田区に先ほどの理由でそれがとれないところもあるので、原則としてというのを入れたというんですけど、これから向かう社会というのは、歩道を充実させていまいしょうという方向に行くのであれば、「原則として」なんて入れないで、2メートル以上としておいて、既存不適格じゃないですけど、課題があるところもありますよねとしておいたほうが未来が見えてくると思うんですけど、何でわざわざそんな緩和的な表現を入れねばならないのかというのは、ちょっと理解しづらいなと。

138:

○戸張委員長 京都にしかないよな。

139:

○小枝副委員長 うん。だって、今まで国の参酌基準どおりだったわけでしょ、一律。それを今度は……

140:

○小林たかや委員 緩和しちゃったんだ。

141:

○小枝副委員長 条例にしましょうねという地方分権の考え方で、地方分権にした途端に「原則として」と入れるというのは、どういう発想なのかなと聞いていて思いま

142:

したが……

○戸張委員長 さっきの説明では、もう既存で、もうそれこそいわゆる改修できない
ようなところがあるから、原則としてという言葉を使ったという説明をしたと思うん
だけど。それに対しての…… 143:

○小枝副委員長 うん。だから、それは…… 144:

○戸張委員長 それを踏まえての質問。 145:

○小枝副委員長 既存不適格に置いておくことだってできるんじゃないかな。そうい
かないんですかね、条例だと。（発言する者あり）うん。 146:

○小山都市基盤整備担当部長 ここのご説明の資料には原則と書いてしまっているん
ですが、条文では原則とは書いてございません。（発言する者あり）したがいまし
て…… 147:

○小枝副委員長 そうなの。 148:

○小山都市基盤整備担当部長 そういう場合もあるということを言いたくて、そうい
う資料になっていますけれども…… 149:

○小枝副委員長 ああ。 150:

○小山都市基盤整備担当部長 副委員長あるいは小林たかや委員もおっしゃるよう
に、都心であっても、この歩道空間というのは非常に今重要な空間ですので、（発言
する者あり）はい、そういうものは確保していこうということは基本的にあります。
そういう意味で、今までの国の基準、あるいは都の基準もそういう形になっているの
で、今回は原則としてという言い方ではなくて、今までどおり、2メートル以上は最
大限確保していきましよう。さらに、道路の状況によっては歩道を広げる努力をし
てまいりますというふうに担当課長のほうがご説明させていただいていますので、よ
ろしく願いを申し上げ…… 151:

○戸張委員長 ちょっと待って。 152:

○笛木道路公園課長 すみません、道路公園課長。 153:

○戸張委員長 ちょっと休憩します。

154:

午後4時35分休憩

午後4時37分再開

○戸張委員長 それでは、再開します。

155:

じゃあ、今の件に関して再答弁してください。

○小山都市基盤整備担当部長 失礼しました。もう一度ご質問にお答えをさせていただきます。

156:

新旧対照表の7ページには、先ほどご説明した基本的な道路構造の基準についての条例並びに条例とセットになっている規則がございます。そこでは、先ほど課長が申し上げた——この資料どおりですが、原則としてということで書かせていただいております。国のほうは、原則という言い方はないようなんですが、東京都のほうで原則という今回条文をつくっておりますので、それに合わせた形で同じ書き方をさせていただいたという事実はございます。

それから、私が申し上げたのは、27ページかな、失礼しました。14ページの中段に、歩道の有効幅員というのを、これはバリアフリー基準のほうで書いてございます。こちらのほうでは、よりバリアフリーの特定道路についてはそういう書き方ではなくて、やむを得ない場合という言い方になって、若干、先ほどの説明とそごがちょっとございましたけれども、今回は、基本的にはバリアフリーの、いろいろと都心も含めて基準をつくっている、東京都の基準に合わせて、そういう表現をさせていただいているという形でございます。したがって、先ほどのご質問である原則という部分については、あくまでも都と23区の一つの書き方ということで、統一させていただいたということでございます。

○戸張委員長 はい。ちょっと参酌しているということで、間違いはないということですね、これね。

157:

○小山都市基盤整備担当部長 はい。

158:

○戸張委員長 はい。

159:

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 いいですか。

160:

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 それでは、議案第23号、千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○戸張委員長 はい。賛成全員でございます。よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

次の議案第24、25号については、一括して説明してもらいたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○戸張委員長 はい。それでは、議案第24号、25号についての説明をお願いいたします。

○佐藤まちづくり総務課長 それでは、議案第24号、道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、議案第25号、公共溝渠管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進部資料3に基づきましてご説明させていただきます。

まず、道路占用料等の改正でございます。今回、裏表の資料と、席上に参考資料という形で、23区実勢固定資産税評価——道路価格でございます——棒グラフのような資料、この参考資料につきましては、他区の情報等も入っておりますので、誠に申しわけありません、委員のみの配付にさせていただいております。ご了承をお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、道路占用料等は、固定資産税評価替えに伴い、合わせまして、3年ごとに額の改定を行っております。昨年（24年）、固定資産税の評価替えがありましたので、今回改定するものでございます。

その下の表は、実勢固定資産税評価額における1平方メートル当たりの道路価格でございます。21年度に比べまして、千代田区では約91万円、23%ぐらいの減、23区平均でも約8万円、18%の減となっておりますが、本来の占用料とはいまだ乖離があるため、今回増額の改定を行うものでございます。

2番、改正内容でございますが、すみません、次の議案のほうの都市公園条例までちょっと書かせていただいておりますけども、（1）、（2）のそれぞれの条例で規定します道路占用料、公共溝渠使用料につきまして、1.33倍、これは国交省通達も踏まえまして、前年度の1.1倍、いわゆる激変緩和措置がありまして、これを限度に3年分ということで、3乗して1.33倍でございます。これを上限に改定するものでございます。

次に、道路占用料につきまして、これまでの改定の経緯を含めまして、ご説明させていただきます。

まず、道路占用料の計算方法でございます。道路占用料は、道路価格に使用料率、占用面積、修正率を掛けて求めるのが基本となっております。使用料率、修正率は、

改正

令和2年10月16日規則第46号

千代田区道の道路構造等に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 道路構造の基準（第3条—第26条）

第3章 道路の移動等円滑化の基準 ※第3章以下のみ抜粋

第1節 歩道等（第27条—第32条）

第2節 立体横断施設（第33条—第37条）

第3節 乗合自動車停留所（第38条）

第4節 自動車駐車場（第39条—第44条）

第4章 標識に関する基準（第45条）

附則

第3章 道路の移動等円滑化の基準

第1節 歩道等

（有効幅員）

第27条 条例第39条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。
- （2）自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3メートル以上とするものとする。

（勾配）

第28条 条例第41条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- （2）歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、条例第40条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得

ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第29条 条例第42条第2項に規定する規則で定める基準は、15センチメートルとすることとする。

(高さ)

第30条 条例第43条に規定する規則で定める基準は、5センチメートルを標準とすることとする。

2 歩道等（縁石の部分を除く。）の車道等に対する高さは、乗合自動車の停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第31条 条例第44条第2項に規定する規則で定める基準は、歩道等の部分の縁端を車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とする。ただし、視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、視覚障害者の安全な通行が確保できる場合は、当該段差を2センチメートル未満にすることができる。

(車両乗入れ部)

第32条 第27条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第28条第2号の規定による基準を満たす部分の有効幅員の基準は、2メートル以上とするものとする。

第2節 立体横断施設

(エレベーター)

第33条 条例第46条に規定するエレベーターの構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) かごの内法幅は、1.5メートル以上とし、内法奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は、1.4メートル以上とし、内法奥行きは、1.35メートル以上とすること。
- (3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) かご内に車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

- (5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものをはめ込むことにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) かご内に手すり、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置並びにかごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (9) かご内及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により容易に操作できる構造とすること。
- (10) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は、1.5メートル以上とし、有効奥行きは、1.5メートル以上とすること。
- (11) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降の方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸の開扉時にかごの昇降の方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(傾斜路)

第34条 条例第46条に規定する傾斜路の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通じる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、当該傾斜路の側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の

部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。

- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第35条 条例第46条に規定するエスカレーターの構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 上昇専用のものと下降専用のものとをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部と当該踏み段の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段との色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第36条 条例第46条に規定する通路の構造に係る規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路における高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
- (3) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近及び要所には、歩行者の現在の位置、通路の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(階段)

第37条 条例第46条に規定する階段の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 二段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近及び要所には、歩行者の現在の位置、通路の通じる場所等を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、排水性の高い仕上げとすること。
- (6) 路面の端部と当該踏面の端部の周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下である場合であって、当該歩道等の部分への進入を防ぐため必要があるときは、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合は、当該階段の途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては、1.2メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第3節 乗合自動車停留所

(歩道等の車道等に対する高さ)

第38条 条例第47条に規定する規則で定める基準は、15センチメートルを標準とすることとする。

第4節 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第39条 条例第49条第2項に規定する障害者用駐車施設の数に係る規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 自動車駐車場の駐車台数が200以下の場合 当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上
- (2) 自動車駐車場の駐車台数が200を超える場合 当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上

2 条例第49条第2項に規定する障害者用駐車施設の構造に係る規則で定める基準は、次の各号に

掲げるとおりとする。

- (1) 当該障害者用駐車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。
- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障害者用停車施設)

第40条 条例第50条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者用停車施設へ通じる歩行者の出入口からの距離が可能な限り短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅を1.5メートル以上とし、有効奥行きを1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(歩行者の出入口)

第41条 条例第51条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とする。
- (2) 戸を設ける場合における当該戸は、前号の規定により有効幅を1.2メートル以上とする出入口のうち1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第42条 条例第52条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第43条 条例第53条第1項に規定する規則で定める基準は、自動車駐車場の場外へ通じる歩行者の出入口が設けられていない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターとすることとする。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、条例第52条に規定する出入口に近接して

設けるものとする。

3 第33条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第33条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

（便所）

第44条 条例第57条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

（2） 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

（3） 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

（4） 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 前項に規定する便所を設ける場合は、当該便所のうち1以上の便所の構造は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

（1） 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。

（2） 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

3 前項第1号に規定する便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

（1） 条例第52条に規定する通路と当該便所との間に設ける通路のうち1以上の通路は、第42条各号に定める構造とすること。

（2） 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

（3） 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

（4） 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

（5） 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

（6） 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

4 第2項第1号に規定する便房は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
 - (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
- 5 第3項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。
- 6 第3項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第4項第2号から第4号までの規定は、第2項第2号の便所について準用する。この場合において、第4項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第4章 標識に関する基準

(道路標識の寸法)

第45条 条例第62条の規定により規則で定める道路標識の寸法は、別表に定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月16日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

環境まちづくり委員会 送付 6 - 26

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の優先事項の
確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情

受付年月日 令和 6 年 6 月 6 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024年6月6日

千代田区議会 議長 秋谷こうき 様

都市計画審議会による「二番町地区地区計画の変更」の附帯決議の
優先事項の確認と、実効性ある実施を議会から区に求めていただく陳情

陳情者：

陳情者居住所：

千代田区

「二番町地区地区計画変更」が行われた場合、令和6年3月26日、都市計画審議会が同変更について決議した附帯決議については「前提となること・建ててからでは修正不可能となる以下優先事項」から取りかかるよう、議会から執行機関に要請していただきたく、陳情いたします。

優先すべき項目は以下です。

- ① 「地区計画の決定事項である高さや容積率はそれぞれその上限を定めたものであり、事業者が地区の要望を受け止めて上限に対してゆとりを持った計画内容とすることを妨げるものではないので、今後の建築物の設計段階においてその可能性について事業者と十分に協議すること。」
- ② 「事業の具体化に当たっては、地区内の融和に向けて事業者・関係住民・関係機関（3月26日の都市計画審議会でも、具体的には、教育機関を指すと説明された）などとともに真摯な努力を重ねること。」
- ③ 「全ての関係者がこの問題に関し前向きに話し合える場づくりに協力すること」

以上のうち、特に①については、就業者数が何千人、来訪者を含めると1万人にもなる恐れがあり、交通量、風量、公共交通機関・緊急車両への影響を試算し、上限の中での適正な高さや容積率の割り出しが求められます。都市計画審議会の専門家からも「高さ80mは所与ではない、容積率700%を認めたということではない」と発言されています。

5月24日の環境まちづくり委員会では区側から、環境への影響調査の計画はなく、「広場の使い方」、「入居テナントの要望」を聞くとか、話し合いの場には市ヶ谷周辺関係者も含むとの答弁がありました。まず話し合うべき課題は①です。同時に、②③は計画提案者である区、事業者、懸念を示した関係者の三者で構成することを強く要望いたします。

今回の地区計画変更の意見書では住環境の変化への懸念が最大の論点であり、住民の分断の要因でもありました。商業地域である市ヶ谷周辺を含むことは二番町問題の意見対立、地域分断の再燃にもつながります。

尚、「日本テレビ通り全体のまちづくり方針の早期策定」は「なお書き」であり主要事項ではありません。また、エリアマネジメント事業は、「地区計画によって確保された地区施設の管理運営」についてのことあり、「日本テレビ通り全体」に関わるものではないことの確認をお願いします。秋葉原、日比谷などのエリアマネジメント事業先行地区と二番町周辺はまったく事情・争点が異なります。

都市計画審議会が附帯決議で千代田区に要請している事項を、執行機関がその精神・背景を正しく理解し、優先事項を確認し実効性ある実施をするよう、執行機関に強く求めるよう、陳情いたします。

以上



環境まちづくり委員会 送付 6－28

特別区道千第 836 号の廃止に伴う陳情

受付年月日 令和 6 年 6 月 20 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳情書入力フォーム(個人用)

陳 情 書

2024 年 06 月 20 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき 様

件 名 特別区道千第 8 3 6 号の廃止に伴う陳情

陳情者 氏名 [Redacted] 0 名)

〒

住所

電話

理 由

昭和 3 年築『学士会館』を保存するにあたり、特別区道千第 8 3 6 号の廃止をご検討されております。

隣接するマンションに居住し、生活している住民として、生活道路として毎日利用している区道の廃道について陳情申し上げます。

- 1) 区道 (571.92m²) 廃止に伴う付け替え用地として広場をご検討されていますが、現行案では敷地北西角と南東角の 2 か所に分散されています。
5,887.53m²の土地に 571.92m²の面積を 2 か所に分散された広場は、実際出来てみると案外狭く、使い勝手の悪い、中途半端な広場になる事が懸念されます。
この地域には幼児・児童・学生が多く居住し、また近隣には学校が多く存在します。
近隣マンションとの融和的環境を整備するという観点から、また、実際に広場を有効に活用しやすいという観点から、2 か所に広場を分散するのではなく、1 か所に統合し、北側に大きく配置する事で、皆にとって使い勝手の良い広場となります。
- 2) マンションの目の前に高層ビルが出来る事により、住民の懸念はプライバシーを侵害される事です。
1 年 365 日、24 時間、オフィスの窓を意識して、住民は気が休まる事が無くなる懸念があります。北側窓配置の配慮はどのように対策されますか。
- 3) 新築棟の建設案では、1 階を開口されたピロティ案が提示されております。
現行案で懸念されることは、当該地及び周辺地のセキュリティです。広く開口され、雨風を凌げる屋外があれば、夜間に住所不定者・不審者が集まって来るのは必然です。
大変残念な事ではありますが、今現在でも住所不定者が夜間に徘徊する姿が散見されています。
近隣に居住する者としては、住所不定者・不審者を誘い込む場所を作られるのは防犯上、大変不安に思い、安心して生活出来ません。
貫通路をご設置頂けるのであれば、ビルの内部を通れるように配置し、夜間は施錠出来る様な設計をすることが、地域の安全・安心に寄与するものと思われまます。
- 4) 全ての人にとって使い勝手の良い、完全バリアフリーの設計がなされているのですか。

以上、神保町及び錦町の今後の発展の為に、共に手を携えていける事を願って、ここに陳情させていただきます。

- (注意) ※ 1 [Redacted] を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください



環境まちづくり委員会 送付 6 - 29

神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と男女共同参画の
視点から早急に見直すことを求める陳情

受付年月日 令和 6 年 7 月 4 日

陳 情 者 提 出 者 5 名

2024年7月4日

陳 情 書

千代田区議会議長
秋谷 こうき 様

代表

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

住所
氏名
連絡先

神田警察通り沿道整備推進協議会の委員を多様性と

男女共同参画の視点から早急に見直すことを求める陳情

今年の夏も異常気象は確実に進み、大きく健全に育った街路樹(イチョウ)が果たす役割は、5年前、10年前とは状況が大きく異なり、地球温暖化を防ぐために多大な貢献をしています。

区民・住民が対話を拒否されて、いつ伐採に来るのか予定が示されないため、土日も祭日もなく深夜までイチョウに寄り添って貴重な都心の緑をこれ以上減らさないよう守っています。このような状態に通りがかりの人たちが「がんばってくださいね」と声をかけて通り過ぎて行きます。Xで知らせてくださる人も増え、イチョウを守ることへの賛同者署名は1万7千人を超えました。訪ねてくる方もいます。環境まちづくり部はこのような状態をご存知でしょうか。そして議員の皆さまは下記のことを理解しているのでしょうか。

神田警察通り沿道整備推進協議会は、今の時代にそぐわないメンバー構成となっています。委員は沿道の町会長、区役所まちづくり関係の課長、(区から補助金が出ている)観光協会等、



男性ばかりで、女性や障がい者、公募区民は皆無です。多様性もなくジェンダーの視点にも欠けています。その方々が住民代表として協議し、Ⅱ期工事はイチョウを伐採して小さな陽光桜に植え替えると決定してしまいました。勿論、近隣女性は誰一人委員になっていません。

議員は「例規集」をお持ちだと思います。そこに記載されているのは、千代田区附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準、第5条委員の選任、(2)男女の構成比率は片方の性が4割をきらないようにと明記されています。また、区の「第6次ジェンダー平等推進行動計画」の目標にも掲げられています。「Ⅲ期から見直す」と前環境まちづくり部長は述べられましたが遅すぎます。Ⅱ期から早急に見直すべきではありませんか。

「神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事」そのものに私たちは反対していません。協議会を見直し、多様な視点をもつ新委員のもとで現在の状況に即したイチョウを残した整備をし、区民・住民が夜を徹して毎夜イチョウに寄り添うという異常事態の一日も早い解消を図るよう求めます。

環境まちづくり委員会 送付 6－33

自転車道と歩道拡幅工事について 4 期、5 期を早期に開始して下さい。

受付年月日 令和 6 年 8 月 1 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳 情 書

令和 6 (2024) 年 8 月 / 日

千代田区議会議長 秋谷こうき 様

件名 自転車道 と歩道拡幅工事について4期、5期 を早期に開始して下さい。

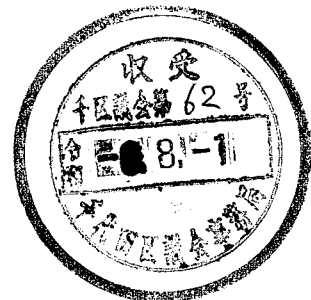
陳情者



理由

現在、歩道拡幅工事が進められている神田警察通りにつき、自転車道確保と歩道拡幅の 4 期、5 期を早急に進めて戴きたくここに陳情致します。

以上



環境まちづくり委員会 送付6-34

学士会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳情

受付年月日 令和6年8月1日

陳 情 者 提 出 者 1 名

陳情書入力フォーム(個人用)

陳 情 書

2024 年 08 月 01 日

千代田区議会議長

秋谷 こうき

様

件 名 学士会館の保存活用事業及び附帯事業を速やかに進めていただくための陳情

陳情者 氏名

(他 ☐ 名)

〒

住所

電話

理 由

標記学士会館の保存活用事業について、事業者である一般社団法人学士会及び住友商事（以下本事業者）より、当該事業（以下本事業）の地元町会である、当錦町三丁目町会に本事業についての説明がありました。

その説明によれば、当町会のランドマークたる歴史ある学士会館を保存活用することを核に、既存ビルの再開発と併せ、地域の憩いの場となる広場を敷地北西・南東の二箇所に整備し、その各々の広場を貫通する通路を整備することにより、ゆとりあるオープンスペースを創るとの事でした。そこで、町会の臨時役員会を開き検討したところ、こういった機会に町会として本事業者に協力し、街をさらに快適に生活できるようにすべきと、全会一致で賛成する事となり、その旨を本事業者にお伝えしました。主な理由は以下の通り。

①ことに学士会館の裏の区道、「特別区道千第836号」は、普段からほとんど使われていない道路であり、ややもするとタクシー等の運転手などの休憩場所と化すなど、かねてから地元町会では問題となっていた道路です。普段からこの地域で暮らしていない方々にはわからない切実な問題です。これを廃道することにより、学士会館を曳家でき、また、その代替として北西・南東の二箇所に憩いの広場を設けることは大変有意義なことです。

②また、区道廃道の付替え広場の分散については、北西側は神保町駅前の滞留スペースとなり、一方で南東側は子供も遊べるスペースとなり、神田警察通りの将来の有り方について、大きな効果をもたらすものと考えております。

③さらに、雨風を凌げることはもとより、夏場の強い日差しを遮ることにより、酷暑対策ともなり得る「貫通路」は、神保町駅から神田警察通りに通り抜けられる地域住民の有効的な通行路であり、地元行事（祭事）開催の際にも、天候に左右されることなく貫通路を利用した実施が可能であると考えます。

以上の理由により、当錦町三丁目町会としては、本事業を速やかに進めていただき、一日も早くより生活しやすい街として整備していただけるよう、切に希望するものです。



「特別区道千第836号」

- (注意) ※ 1 を入力してください
※ 2 氏名は自署か記名押印してください
※ 3 陳情者が複数の時は、署名簿を添付してください

